

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時
令和2年10月9日(金)
午前10時1分開会、午後4時59分散会
(休憩：午前11時4分～午前11時17分、午前11時52分～午前11時58分、
午前11時59分～午後1時、午後2時52分～午後3時9分)
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、
高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、中川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 教育委員会
佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、
山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
森田学校調整課高校改革課長、中川学校教育課総括課長、
須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長
 - (2) ふるさと振興部
箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、中里学事振興課総括課長
- 7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)
第1条第2項第1表中
歳出 第10款 教育費
第1項 教育総務費

イ 議案第23号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第24号 野外活動センター条例の一部を改正する条例

エ 議案第31号 いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第25号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学
級」の実現を求めることについての請願

イ 受理番号第26号 就職希望等の高校生に対し高等学校が指導している指定自動
車教習所への入所制約の緩和について請願

(2) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)
第1条第2項第1表中
歳出 第10款 教育費
第8項 大学費
第9項 私立学校費

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費第1項教育総務費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育局長兼教育企画室長 それでは、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

議案(その1)の5ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第10款教育費の次のページ、6ページをお開き願います。第

1 項教育総務費 183 万 3,000 円を増額しようとするものであります。その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の 57 ページをお開き願います。第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費の管理運営費は、令和元年度におけるスポーツ庁委託事業、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業に係る国庫委託費の額の確定に伴い、実績額が概算請求額を下回ったことにより生じた国庫返還に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次のページ、58 ページをお開き願います。第 6 項社会教育費、第 6 目美術館費は、予算額に増減のない節間補正であります。その内容は美術館情報ネットワークシステムの更新に要する経費について、当初既存工作物の移設撤去を行う工事請負費を計上していましたが、ネットワーク設計やシステム構築を含む業務委託となることから、工事請負費から委託費への節間補正を行おうとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 57 ページの事務局費ですけれども、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業に係る国庫委託費の確定によるということですが、この事業自体はどのように進められているのですか。

○清川保健体育課総括課長 オリンピック・パラリンピック教育は、大会そのものの興味関心向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際、異文化の理解、共生社会への理解等、多面的な教育的価値を持つものでございまして、県内の小中高、特別支援学校を対象に推進校を指定いたしまして、オリンピック、パラリンピアンを派遣し授業をしていただくものでございます。

○斉藤信委員 少し具体例を示してくれますか。それと、この事業の総事業費は幾らになるのですか。

○清川保健体育課総括課長 昨年度におきまして、教育推進校として小学校 3 校、中学校 7 校、義務教育学校 1 校、高等学校 2 校、特別支援学校 3 校の合計 16 校を指定いたしまして、オリンピック、パラリンピアンを派遣し、オリンピックの価値、パラリンピックの価値等の講話をいただいているものでございます。

昨年度の事業費といたしましては、2 月補正後の予算で 563 万円となっております。

○斉藤信委員 昨年度はいいのだけれども、今年度の補正予算の話だから、今年度事業の総事業費は幾らになっているか。

○清川保健体育課総括課長 今年度の総事業費は 207 万円余となっております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○森田高校改革課長 議案第 23 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

条例案は、議案（その 2）の 17 ページから 18 ページにございますが、お手元にお配りしております条例案の概要により説明をさせていただきます。

1 の改正の趣旨でございますが、平成 28 年 3 月に策定しました新たな県立高等学校再編計画にもとづきまして、県立高等学校の学科の廃止をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容について御説明申し上げます。県立大船渡東高等学校につきましては、令和元年度に学科改編し、新たに機械電気科を設置しておりますが、新設に伴いまして、機械科及び電気電子科の生徒募集を停止しており、今年度末をもって当該学科に在籍する全ての生徒が卒業することから、これを廃止しようとするものでございます。

また、県立宮古水産高等学校につきましては、令和元年度に学科改編し、新たに海洋生産科を設置しておりますが、新設に伴い、海洋技術科及び食品家政科の生徒募集を停止しておりまして、今年度末をもって当該学科に在籍する全ての生徒が卒業することから、これを廃止しようとするものでございます。

最後に、3 の施行期日でございますが、令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県立高等学校の再編で、生徒の減少に対応して学科の改編を行ったとのことですが、県立大船渡東高等学校の機械科、電気電子科、そして機械電気科ですか、移行したことによる入学生の推移、あとは就職状況、また、県立宮古水産高等学校の場合も同じように入学生の推移と就職状況について示してください。

○森田高校改革課長 入学生の推移でございます。その後におきましても、定員の 1 倍を切っている状況でございますが、県立大船渡東高等学校の機械電気科におきましては、30 人前後の入学生の状況となっております。また、県立宮古水産高等学校の海洋生産科につきましては 10 人前後の入学者で、引き続き少子化の影響を受けておりまして、入学者数の

減少は継続している状況と認識しております。

また、就職につきましては、管内また管外含めまして、さまざまな就職先に進んでいると聞いておりまして、ただいま具体の就職先の資料は手元に用意しておりませんが、例えば県立大船渡東高等学校ですと、管内の地場のものづくり産業とかも含めまして県内各地、それから県外の企業にも就職していると聞いていますし、県立宮古水産高等学校ですと、水産に限らず、さまざまな業界に就職していると聞いております。

○**斉藤信委員** 就職状況をもっと具体的に、後でいいので示してください。

それで、例えば県立大船渡東高等学校の機械電気科なのですが、以前は機械科と電気電子科でした。そうすると、同じ中身を一つの学科で学ぶことになると思うので、これは機械電気科の中に機械科のコース、電気科のコースがあるのか。県立宮古水産高等学校の場合にも、海洋技術科、食品家政科、それを二つにまとめた学科になっていますが、それはコースに分けて行っているのか。コースに分けているとすれば、生徒の比率はどうなっているか。それを示してください。

○**森田高校改革課長** まず、県立大船渡東高等学校でございますけれども、沿岸南部地域は製造加工関連の工場が多いことから、機械に関する知識を持った人材が求められている、また電気関係の人材が求められているとのことで、どちらの求めにも対応できるような改編をしております。一つの学科で両方を学習できる形にしているものでございます。

それから、県立宮古水産高等学校の海洋に関する学科でございます。海洋生産科でございますが、こちらは船舶運航コースと食品資源コースの二つに分けておりまして、船舶運航コースは水産、海洋に関する知識、それから船舶の工業、工学ですね、エンジンとか、そういった工学に関する学習ができるコースのほか、食品資源コースとして、海洋での栽培に関すること、それから食品の管理、そういったことを学べるコース、それぞれに分けております。

それぞれのコースの人数につきましては、ただいま手元に資料を用意しておりませんが、それぞれの入学者は先ほど申しましたとおり十数人でございます。恐らくそれぞれのコースでは1桁台に分かれて学習しているものと思っています。

○**斉藤信委員** 県立大船渡東高等学校の場合、今のお話だと機械系も電気系も一緒に学ぶ。そうすると、機械科があったとき、電気電子科があったときと比べると、専門性が低下するのではないかと私は思います。一緒に学べる利点はあるのかもしれませんが、専門高校としてはどうなのかと思います。県立大船渡東高等学校はコース制ではないのですかね。どちらも学ぶのですね。そういう点でメリット、デメリットがあると思いますけれども、どのように受けとめていますか。

○**森田高校改革課長** 学科改編の際、地元企業から、機械の学び、それから電気の学び、それぞれ残してほしいと要望をいただいております。機械の稼働とあわせて電力供給等、電気に関する知識を持つ人材が欲しいとの要望もございまして、統合時の考え方として、やはり両方、それぞれ学べる人材が欲しいとの地域の要望を受けながら学科改編したものと

と認識しております、一つの学科の中でそれぞれ行くと、当然幅広い知識や経験を得られる利点がありますが、一方では学びの深化の点では課題があるものと認識しておりますけれども、当時の産業界からの要望を受けて、このような形にしたと認識しております。

○**斉藤信委員** 専門高校の場合、資格取得が目標なのです。機械も含めて、電気なら電気のさまざまな資格です。そういう意味で、どちらも学べるメリットはあるけれども、専門高校として、そのような資格を持って就職する、キャリアを積むことも大事な中身なのではないかと思います。だから、私は、そのような意味で、てっきりコース制になっているのかと思っていたのですが、ここはそうではないのですね。

専門高校の場合には、普通科のみ的高校と違って、基本的には、別な学科を一つにするような再編が手法なのです。これまでの専門高校の再編とは、今お話しになったような中身なのか、それともコース制にして、それぞれ専門性はしっかり確保するようなものなのか、それはどうですか。

○**森田高校改革課長** 少子化の影響も鑑み、これまでの再編の中で複数の学科を一つの学科にまとめるような場合は、コース制の形もございましたし、それから一つの学科で両方の学習ができる形をとっている場合もございます。これは、高等学校再編に当たりまして、県教育委員会だけの判断ではなくて、例えば地域の皆様の御意見とか、学校に関する皆様の御意見とか、さまざまな観点からの御意見を頂戴しながら、検討の上決定しております、そういった過程を経て、コース制をとるか、もしくは両方を学べる形にするかを決めている状況でございます。

○**斉藤信委員** これで最後にしますけれども、私は県立盛岡工業高等学校の校長先生に会ったときに、あそこは7学科でしたか、それが、今までの高等学校再編方針だと4から6が適切な学級数で、削減の対象になるのは困ると、言わば学科が違くと就職先がなくなると、こういうお話でした。これは、盛岡地域と、気仙地域で状況は違うことがあると思いますけれども、やはり専門高校の学科にはそういう課題があるのです。そして、資格取得が目標になって学習の意欲が出てくることもありますので、既にこれはもう進行していることなのですが、専門高校の学科再編の際には、どのように専門性と就職先をしっかりと確保していくのかを考えた取り組みについてぜひ検証していただきたい。これをお願いして終わります。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○清川保健体育課総括課長 先ほど議案第1号におきまして斉藤委員から御質問がございましたオリンピック・パラリンピック事業の今年度の当初予算に誤りがございました。当初予算は533万1,000円でございます。大変失礼いたしました。

○柳村一委員長 次に、議案第24号野外活動センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 議案第24号野外活動センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例案は、議案（その2）の19ページから24ページにございますが、お手元にお配りしております条例案の概要によりまして説明をさせていただきます。

本条例案は、東日本大震災津波によりまして甚大な被害を受けた高田松原野外活動センターの移転復旧に伴う条例改正を行おうとするものでございまして、事業概要につきましては2ページに記載しております。この野外活動センターにつきましては、従来の施設が持っておりました野外活動機能や集団宿泊研修機能、スポーツ合宿機能に加えまして、復興教育研修機能や防災教育研修機能を有する施設として整備を行っております。

1ページにお戻りいただきまして、2の条例案の内容について御説明を申し上げます。

(1)の名称につきましては、高田松原周辺にありました岩手県立高田松原野外活動センターが東日本大震災津波により全壊し、その施設を陸前高田市の広田町に移転することに伴いまして、設置場所の変更と単一の県立施設の名称との均衡を考慮いたしまして、名称を岩手県立野外活動センターに変更しようとするものでございます。

次に、(2)の管理の方法につきましては、被災後10年間休止していたことに加えまして、新たに復興教育、研修等の機能を持たせるため、県として直接かかわり、対応に万全を期す必要があることから、当面の間、指定管理から県の直営に改めようとするものでございます。

次に、(3)の使用許可の対象施設につきましては、本施設は国の災害復旧事業を活用し移転復旧するものであり、原形復旧を基本としていることから、当該施設については移転先の敷地などの環境が許す限り、従前と同様になるよう計画しております。そこで、今般の移転復旧に当たり、海岸が外洋に面していることなどから、利用者の安全を確保できないため復旧しないことといたしました艇庫に関する施設を削除しようとするものでございます。

また、キャンプ場につきましては、従来その利用にあたっては、附属の設備であるテントを使用することを前提にテントの利用料金をキャンプ場の利用料金とすることとし、持

ち込みのテントについては、使用許可及び利用料金の対象としておりませんでした。今般、テントの持ち込みによるキャンプ場の利用が想定されること及び県立青少年の家との均衡からキャンプ場の使用料を設定することを前提として、使用許可の対象となる施設にキャンプ場を追加しようとするものでございます。

次に、(4)の使用料の額につきましては、管理の方法を指定管理から県の直営に改めることに伴いまして、料金につきましても利用料金の上限を定めていたものを新たに使用料の額を定めようとするものでございます。従前の施設は、東日本大震災津波により全壊して使用できない状況でございましたので、今般の復旧までその使用料の改正は行っていなかったものですが、使用できなかった期間におけるほかの県立施設の利用料金と同様に、消費税の増税などにより改正を行った場合の算定をもとに、県立の類似施設や気仙地区の市町村の類似施設との均衡を考慮いたしまして、使用料の額を算出したものでございます。

具体的には、下の、参考として記載している表により説明させていただきます。運動広場を例に説明をさせていただきますと、現行の利用料金の上限額 1,380 円は、指定管理者制度導入時に従前の使用料の額 1,150 円の 1.2 倍を上限として設定したものであり、改正後の使用料の額 1,240 円は、条例案の改正前と改正後で比較をしますと減額しているように見えますが、これは従前の 1.2 倍された上限額との比較のためでございまして、従前の 1.2 倍する前の使用料と比較をすると、実際は消費税増税や物価上昇を反映し、増額したものとなっております。

次に、(5)のその他所要の改正につきましては、管理の方法を指定管理から県の直営に改めることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日であります。野外活動センターの開所日について、令和3年5月以降を予定しておりますが、条例の提案時期までにその日を確定できないため、規則で定める日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

もちろん津波に遭わないことを想定したエリアに建っているものと思いますが、そこで指定管理にしないで直営に改める。当面の間という話がありましたが、当面の間とはどれぐらいを想定しているのでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 まず、津波の被害に遭うかどうかの点についてでございますが、東日本大震災津波の陸前高田市広田町における津波の高さが 12.5 メートルとなっております。今回建築しております県立野外活動センターの管理・宿泊棟等は 25 メートルの高さでございますが、危険対応マニュアル等も整備しながら万全の対応をしたいと考えております。

○城内よしひこ委員 当面の間とは。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今回の県立野外活動センターにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、復興教育機能を新しくつけ加えまして、教育的価値等々を有した研修プログラムの充実を図っていく、その中でさまざまな試行、改善を図っていくことが必要と考えておりまして、そのプログラム等の充実、また施設の運営が安定する期間として、3年から5年を考えておりますが、その期間につきましては改めて施設の運営状況を見ながら検討したいと考えております。

○斉藤信委員 県立野外活動センターが災害復旧として整備をされたことは、とても歓迎したいと思います。特に、先ほどの説明の中で、機能を今までの三つから五つにし、強化、拡充されるのですね。復興教育研修機能、防災教育研修機能は、恐らく東日本大震災津波伝承館との連携も強化されるのではないかと思います。

そこで、東日本大震災津波前の県立高田松原野外活動センターの利用実績、そして今回新たに整備をされる県立野外活動センターの利用計画はどうなっているのか。施設設備は、ほぼ同等で、新設になりますから、かなり立派なものになると思うのですけれども、地理的には高田松原から結構距離があるのです。道路も整備されるのですけれども、そういう点ではかなり努力をしないと東日本大震災津波前の利用を確保することは大変ではないかと思うのですけれども、どういうことを考えていますか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 東日本大震災津波被害の前の県立高田松原野外活動センターの利用実績につきまして、平成17年度から平成21年度までの5年間を平均しますと、年間で11万1,460人の利用がございました。今回新しく建築中でございます県立野外活動センターにつきましては、児童生徒の減少等々も考慮いたしまして、年間9万6,000人ほどの目標を立てながら運営したいと考えております。

また、御質問にございました利用の促進についてでございますが、近隣市町村の津波伝承館等の施設と連携を図るのはもちろんでございますが、新しい県立野外活動センターにはスポーツ機能もございますので、市町村で行われるさまざまなスポーツイベント等と連携しながら、宿泊機能も生かして合宿など利用促進に励んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 防災教育、復興の教訓の発信は、県の取り組みの柱でもありますので、ぜひこの県立野外活動センターを活用して取り組まれるように期待したいと思います。

そこで、キャンプ場があります。これは宿泊200名規模とのことで、結構な規模のキャンプ場で、所管が違うと思うけれども、あそこには陸前高田オートキャンプ場モビリアがありました。東日本大震災津波前は結構使われたのですけれども、陸前高田オートキャンプ場モビリアは廃止されることを前提にして、このキャンプ場を整備されるのでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 陸前高田オートキャンプ場モビリアは所管が違い、再開復旧に向けて検討に入るとのお話を伺っておりますが、陸前高田オートキャンプ場モビリアはレジャー施設の趣が強い施設でございます。今回のこの県立野外活動センターは、教育研修施設でございますので、陸前高田オートキャンプ場モビリアとはまた異なった目的でのキャンプ場の設置になっておりますし、従前の県立高田松原野外活動センターにも

キャンプ場がございましたことから、それを引き継いでキャンプ場を設置したものです。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、県の直営で3年ないし5年をめどに進めるとのことです。その人員体制、運営体制がどうなるのか。どういう規模でやられるのか。例えば山田町に県立陸中海岸青少年の家があります。あの管理運営はどうなって、今回の県立野外活動センターはどうなるのかの比較も含めて、運営体制、人員体制を示してください。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 県内の社会教育施設であります県立青少年の家につきましては、指定管理者制度を導入しております。事務方2名、さらには事業研修委託といたしまして、研修委託を公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団に行っております。その職員、派遣職員4名で対応しております。今般の県立野外活動センターにつきましては、東日本大震災津波被災前の県直営で運営しておりました人数をベースに現在検討を進めております。ちなみに、被災前の県直営であったときは、事務方が2名（後刻「3名」と訂正）、そして指導員が6名でございますので、これをベースにしなから、これからの研修内容等を考慮しつつ、人員を検討したいと考えております。

○**斉藤信委員** 事務方が2名、指導員が6名とのことでしたが、県立野外活動センターですから、責任者、センター長もきちんこの事務方の2人の中から配置されるのですか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 所長につきましては、事務方と別になるのか、それとも兼務となるのかもこれから検討を進めたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 運動広場の中にサッカーフィールド、ラグビー場も兼用と書いてありますが、このグラウンドは芝生を張るのでしょうか。

それから、世の中も変わっていますので、お客様を受け入れることからすれば、高等学校、大学の合宿利用は当然あると思いますし、そこに加えて、全く違う話ですが、このごろは愛犬家も随分ふえていますので、県立で管理する施設の中にもドッグランといいますか、犬を放し飼いにして運動させる場所をつけ足すと、よりお客様を集められるのではないかと思いますので、そういう考えはあるのでしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 運動広場につきましては、さまざまな競技に対応することを想定いたしまして、クレーのグラウンドとなっております。芝生ではございません。

また、ドッグラン等の使用につきましては、スポーツの利用目的と、また教育研修の場でございますので、現在のところ考えておりません。

○**伊藤勢至委員** 現在のところ考えていないとは、これから考えることもあるのですか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 申しわけございません。スポーツ施設、教育施設でございますので、ドッグランは考えておりません。

○**伊藤勢至委員** 相変わらず頭が古いね。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画推進監 それでは、議案第31号いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案につきましては、議案（その2）の31ページにございますが、手元の資料、いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の締結に関し議決を求めることについてにて御説明申し上げます。

まず、1の趣旨でございますが、この議案は、いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、2の内容、3の業務概要及び入札経過についてでございますが、資料をおめくりいただきまして、資料の2ページ、いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の概要について御説明申し上げます。

1の業務名でございますが、いわて教育情報ネットワークのG I G Aスクール構想に伴うネットワーク改修業務でございます。

2の業務場所は、岩手県立盛岡第一高等学校ほか84カ所になります。

3の設計金額は、税込みで5億7,989万8,856円。契約金額は、同じく税込みで5億6,540万円、請負率は97.49%となります。請負者でございますが、東日本電信電話株式会社になります。

6の業務概要でございますが、各県立高等学校内の情報通信設備につきまして、高速大容量通信に対応するLANケーブル等の更新を行うとともに、生徒等が日常的に学習等でICTの利活用ができるよう各県立学校内に無線LAN環境を整備しようとするものでございます。

7の履行期限につきましては、令和3年3月15日としております。

この下にイメージ図を掲載しております。各学校の各教室等を大容量かつ高速で通信可能なケーブルネットワークでつなぎまして、そこに無線LANアクセスポイントを設置し、

教室内にWi-Fi環境を整えようとするものでございます。

また、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしこ委員 設備についてですけれども、耐用年数とメンテナンスについてはどういった考え方をしているのか、あわせて維持費はどれぐらいかかるのかをお伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 耐用年数については特に定めがございませんで、メンテナンスを行いながら大切に使うことになると思います。維持費につきましては、保守費用として無線アクセスポイント及び無線コントローラー、全体で年間約700万円、1校当たり8万円程度かかると見込んでおります。

○城内よしこ委員 こういったものには耐用年数が必ずあるはずですので、その辺を考えておかないと、また、維持費、電気代だけではなくて、メンテナンスについても、必ずどこかで、例えば雷が鳴ったとか、子供たちが何か間違えて壊したとか、そういう際の費用はかなり必要になってくるものと思います。そういった体制も整えておかないといけないのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○渡辺教育企画推進監 メンテナンスにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回整備するアクセスポイント、無線コントローラーの補修は、年間700万円程度を見込んでおりますが、教育情報ネットワーク全体の補修は、別途、予算を確保しております、そちらもまた、こちらと一括で管理をしていくこととなりますので、そこでしっかり保守管理をしていきたいと考えております。

○城内よしこ委員 全体的なことはわかりました。ただ、学校単体で、例えば県立盛岡第一高等学校だけに不具合が生じて勉強ができない状況がある、使えない状況がある、そういった際に、すぐ修理に来てもらえる体制の構築もこの中には含まれているのですか。

○渡辺教育企画推進監 保守管理委託料として、いわて教育情報ネットワーク運営費を別途予算化しております、今年度は改修もあり、7億5,000万円ほどの当初予算を組んでおりますが、しっかり維持管理できるように、何か不都合が生じた場合にもすぐ対応できるような体制をとっております。

○城内よしこ委員 1回はセットするけれども、維持管理費がやはり高くかかるとの理解でいいのですか。この7億5,000万円は1年間の予算ですか。

○渡辺教育企画推進監 失礼いたしました。7億5,000万円には、今年度の改修費用がかなり入っていますので、先ほどのいわて教育情報ネットワークの運営費としては、先ほども申し上げました700万円に対応していきます。

○斉藤信委員 資料を見ますと、請負者はNTT東日本（東日本電信電話株式会社）です。そして、3枚目を見ますと、入札参加資格を満たした者は1者となっているのです。そう

すると、NTT東日本しか入札参加できなかったとありますが、こういう入札のやり方なのですか。

○渡辺教育企画推進監 この応募資格は、県の入札名簿に載っている者と、あとは実績のある者となっております。入札参加資格のところに記載がございますが、県のシステム分析、ソフトウェア開発及びネットワーク関連業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者は必要な資格を取得した者と定めております。それと、都道府県又は政令指定都市において、元請として、設計及び構築の実績を有する者とのことで、NTT東日本にかかわらず、他者も入札できるような条件で指定しておりましたが、結果的に1者しか応募がなかったものでございます。

○斉藤信委員 だから、結果的に1者しか応募がなかったのですよね。恐らく1者しか応募ができないような入札だったのではないかと思うのです。そもそもGIGAスクール構想は、教育の分野から出発したものではないのです。ICT企業が提案した事業で、大手企業とくっついて、全国でこれが進められているのです。岩手県立大学などには、県もそうだと思うけれども、株式会社アイシーエスが入っているわけですが、例えば、株式会社アイシーエスには応募資格があったのですか、なかったのですか。

○渡辺教育企画推進監 例えば、株式会社アイシーエスというお話がありましたが、応募資格としては満たしていた業者だと考えられます。

○斉藤信委員 では、なぜ入札参加できなかったのか。私は、1者だけだったら入札にならないと思うのです。これは形だけです、競争がないのだから。だから、97.49%の落札率になるわけです。結果的にと言うけれども、やはり応募できない状況があったのではないかと私は思います。

それで、今回は改修ですが、そもそもいわて教育情報ネットワークは、NTT東日本が整備したネットワークなのですか。

○渡辺教育企画推進監 現在運用しているいわて教育情報ネットワークは、NTT東日本に委託しているものでございます。

○斉藤信委員 今回は改修なので、前に開発した企業が有利になるのは、ある意味当然なのです。ただ、1者だけにとどまるのは入札にならないわけだから、入札制度がある限り、やはり他者も競争入札できる仕組みにすべきだったと思います。

それで、先ほど年間の運営費が7億5,000万円で、改修を含むと言っていました。そうだとすれば、今回の契約金額は5億6,500万円ですけれども、7億5,000万円にはこれも含まれているのですか。

○渡辺教育企画推進監 先ほど城内委員からの質問の際にも訂正の御答弁を申し上げましたが、そちらはまた別途のものでして、今回の無線LAN環境の整備に関する維持管理としては、年間700万円程度になります。

○斉藤信委員 そうすると、今回提案されているものは年間経費が700万円。では、いわて教育情報ネットワーク全体はどういうもので、7億5,000万円のうち改修はどういう中

身なのですか。

○渡辺教育企画推進監 今年度当初予算で計上しておりますいわて教育情報ネットワーク運営費の内容としては、主にセキュリティー対策の強化のためのシステム改修で予算化しているものでございます。

○斉藤信委員 だから、今年度のいわて教育情報ネットワークの予算は7億5,000万円でしょう。そこには改修費も含まれている。今回の改修のお金は5億6,500万円なのですけども、これは入っていないのでしょうか。

○渡辺教育企画推進監 はい。

○斉藤信委員 だったら今回の7億5,000万円、改修の請負分はどの予算に入っているのですか。

○渡辺教育企画推進監 通常のいわて教育情報ネットワークは、教員の1人1台端末の管理運営、保守管理を主に行っているものでございまして、今回はそれにプラス児童生徒も使える、教員もちろん含めてですが、W i - F i 環境を各学校で整備する内容でございます。その経費として、今回その契約について御提案申し上げているものでございます。それに係る維持管理、W i - F i 環境を維持補修していくための維持管理費としては、700万円程度を想定しているものでございます。

○斉藤信委員 よくわからないのだけれども、今回の議案はいわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の議案です。本来なら、いわて教育情報ネットワークの予算の中に入るべきではないのですか。例えば当初予算なり補正予算でこれはついたのでですか。この予算はどうなっているのですか。

○渡辺教育企画推進監 通常のいわて教育情報ネットワークの管理運営につきましては、当初予算で措置しておりますが、このW i - F i、今回提案申し上げているW i - F i 環境の整備につきましては、国の補正予算に伴う元年度の補正予算で措置しているもので、その後準備を進めて、今回契約に至るものでございます。

○斉藤信委員 そうすると、今回のは昨年度の補正予算を繰り越したもののなのですね。そして、7億5,000万円の改修とはどのような中身ですか。額も含めて示してください。

○渡辺教育企画推進監 中身といたしましては、まず先ほどの説明資料の2ページにございますとおり、各学校にLANケーブルを設置すること、そしてその先に各教室に無線LANのアクセスポイントを設置すること、それに対する工事費用、機材も含めて工事費用が合わせて7億5,000万円です。これは84カ所、全ての県立学校ですので、単純に割りますと1校当たり700万円弱ぐらいの経費になります。

○斉藤信委員 委員長、答弁が聞いていることと違っているぞ。

○柳村一委員長 7億何がしの内容。

○佐藤教育長 もともといわて教育情報ネットワークという、各学校の教員に、1人1台のパソコンがあって、そのシステム改修工事費については当初予算に計上していたものでございます。今回は、さらに追加の補正予算、2月補正予算でG I G Aスクール構想とし

て国の補助がつきまして、それでもっていわて教育情報ネットワークの1人1台パソコンの環境、セキュリティ強化のためのシステム改修、さらに、各学校に無線LAN環境を整備しようとするものです。そして、システム改修の際に、LANケーブルも、従来の1ギガビットから10ギガビットに容量を高めて、さらにWi-Fi環境を全県立学校に整備し、例えば学校でもスマートフォンを使つての教育、学習ができるようにするものでございます。そういったことで、無線LANの整備を追加する形の内容が今回の補正予算であり、昨年度の2月補正で追加して予算をつけていただいた分の請負契約を今回新たに提案するものとなっております。ですから、通常のいわて教育情報ネットワークのシステム改修部分に係る維持管理費は当初予算で計上しておりますし、今回新たに追加する無線LAN環境の維持管理費は、教育企画推進監が答弁しましたように年間700万円程度で、それぞれ別物になるものでございます。

○**斉藤信委員** 今の話はわかりました。ただ、当初予算の7億5,000万円がいわて教育情報ネットワークの運営費でしょう。私が聞いているのは、それは改修費を含むとのことだから、7億5,000万円のうちの改修費は幾らで、実際の運営費は幾らなのかです。そして、令和元年度の2月補正予算でこれが計上されたのなら、本来この運営費も令和2年度の当初予算に組まれるべきです。私が聞いたことについて教えてください。単純な話です。

○**渡辺教育企画推進監** 申しわけありません。令和2年度の当初予算で計上している7億5,000万円余の内訳については、運営費と、先ほど申し上げたセキュリティの改修で、金額の内訳については、ちょっとお時間をいただいて、後でお示しさせていただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、当初予算を組んだ後に国の補正予算が措置されてきて、令和元年度の補正予算として別の予算になったものでございます。

○**斉藤信委員** 休憩しよう。聞いていることについて出ないのだから。

○**柳村一委員長** それでは、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**柳村一委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**渡辺教育企画推進監** 大変失礼いたしました。先ほどの御質問にお答え申し上げます。

令和2年度の当初予算で、いわて教育情報ネットワーク運営費の金額を7億5,200万と申し上げました。その内訳ですが、純然たる運営費の部分が1億364万5,000円で、セキュリティ対策の強化に要するものとして5億214万1,000円、そのほかに通常教員が使用している端末のリース料あるいはライセンス料が1億4,690万円、合計で、先ほど申し上げました7億5,200万円となっております。

○**斉藤信委員** わかりました。それと、あと2点だけお聞きをします。今回、いわて教育情報ネットワーク改修の請負契約の議案が出されました。教育長がお話されたように、これは無線LANを使えるようにするためです。それで、実は先ほどの補正予算の説明で、

県立美術館のネットワークシステムについての予算は、工事請負費から委託費に変わるということでした。県立美術館は、施設設備を含めて委託費ですが、こういうやり方でいいのか、これが第1点です。

あと、G I G Aスクール構想とI C T教育は違う。G I G Aスクール構想は企業側から持ち込まれたもので、施設設備、機器の配備が目的で、I C T教育はそれを使ってどう教育を行うかで、ここはしっかり受けとめて、I C T教育を行うのであれば、今でさえ業務が過密な教員だけではなく、きちんとした支援員の体制をどうするのか。I C T教育が可能な環境整備がないと、新しいものがどんどん入って来るだけで実際には使われないことになると思うので、その点をどのように受けとめているか。この2点をお聞きします。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立美術館のネットワークシステムについてでございますけれども、こちらはサーバー内の情報を美術館内の各部屋で閲覧ができるように設計されたネットワークで、所蔵作品などを検索するシステムでございます。今回の委託では、機器の更新やサーバーの設定変更を行いまして、システムの安定化、そして保守の運用の向上を図るものがございます。その中で、工作物、ルーター、ハブなどを含む老朽化した設備の更新、移設撤去はもちろんなのですが、それにかかわってネットワークの設計、システム等の改修などを含むとのことで、委託費に節変更となったものでございます。

○渡辺教育企画推進監 G I G Aスクール構想の関係でございますが、我々としてもハードの整備だけでは全体的な教育環境の整備、I C Tを利活用した教育環境の整備にはつながらないとのことで、ハードの整備に加え、先ほど委員からもお話がありましたI C T支援員、こちらも予算化をして各学校等に配置することとしております。ただ、機器が年度末までに整備となりますので、その機器が入ってからの準備では遅いので、機器が入ったらすぐに使える形でI C T支援員を配置しながら、例えば研修などを事前に行うなど、機器が配置されたら速やかに教育の環境が整うよう進めてまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員 1校当たりの工事日数を教えていただきたいと思います。冬休みに入ったりとか、あるいは学期が終わったタイミングで工事に入るのか。もちろん授業の妨げになってはいけないと思うので、そういった観点からお示しいただきたいと思います。

もう一つは、再編計画に示されている統合対象の高等学校についても、この84カ所に含まれているのか、教えていただきたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 整備期間につきましては、今後議決されれば本契約になりまして、約5カ月と考えておりますが、1校当たりの期間はちょっと正確には、学校の事情等もありますので出せないのですが、いずれ授業に影響のない形で当然進めて、各学校と個別に調整し日程を決めながら進めていきたいと考えております。

それから、現時点では県立高等学校再編計画の対象となる学校にも整備することで計画しております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 私、この議案に反対はしません。しかし、質疑で取り上げたように、入札にやっぱり不透明なものがあると思います。もう一つは、GIGAスクール構想の関係での予算化で、こういうIT環境が整備されることに反対するものではありませんけれども、ICT教育は、それを活用できる学校、教員配置の環境整備なしに、そのようなものがただ持ち込まれるだけでは解決しないので、逆に向かえば矛盾が拡大する側面もあるので、そういう点をしっかり踏まえた上で進めていただきたい。この意見を述べて討論とします。

○柳村一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○森田高校改革課長 先ほど御審議をいただきました議案第23号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例に関しまして、学科の改編となる対象の学科に関する正確な数値について御報告申し上げたいと思います。

まず、県立大船渡東高等学校の機械電気科の入学者数でございます。令和元年度、ことしの2年生の入学者数でございますが、2年生は40人ちょうどで、定員を満たしております。令和2年度、ことしの春の入学生、1年生は35人という状況でございます。

また、県立宮古水産高等学校におきましては、海洋生産科2年生が14人の入学者、それから1年生が12人の入学者といった状況となっております。

それから、ことしの春の3月の卒業生の進路状況でございますけれども、県立大船渡東高等学校はまだ学科改編前で機械科と電気電子科、それぞれございましたが、それを合算した数字で御報告させていただきたいと思っております。両科合わせて33人の卒業生がおりまして、大学や専門学校等への進学が6人、就職が27人で、そのうち管内が10人、管内を除く県内が8人、県外が9人となっております。

それから、県立宮古水産高等学校も統合する前の2学科の合計で御報告させていただきます。25人の卒業生がおりまして、進学が6人、就職が19人でございます。就職の内訳は、管内が8人、管内を除く県内が2人、県外が9人といった状況でございます。

あわせて、県立宮古水産高等学校の海洋生産科のコースに分かれての人数でございます。1年生はまだコースに分かれておりませんし、3年生はまだ2学科でございますので、今お知らせするのは2年生の数字になりますが、在籍者は12人でございます。そのうち、

船舶運航コースには9人、それから食品資源コースは3人といった状況となっております。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 議案第24号の野外活動センター条例の一部を改正する条例案の御審議にかかわりまして、斉藤委員から御質問がございました従前の県立高田松原野外活動センターの職員体制でございますが、数に誤りがございましたので、訂正させていただきます。従前の事務職員の人数を2名と申し上げましたが、3名となります。ですので、事務職員3名、指導員6名と訂正させていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

○柳村一委員長 以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第25号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○山村参事兼教職員課総括課長 本年7月に全国知事会などが、文部科学大臣に対し、現在の40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難だとして、公立小中学校で少人数学級を早急に導入するよう求める提言書を提出しております。7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020——骨太方針2020には、学校の臨時休業等の緊急時においても安全、安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数指導によるきめ細かな指導体制の計画的な整備が盛り込まれました。

文部科学省は、令和3年度概算要求において、学級編制の標準の引き下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程において検討することとしております。

本県では、平成18年度に小学校1学年で35人学級を実施し、その後順次拡充し、令和元年度に小中学校全ての学年において35人学級の完全実施をしております。

一方、国では、平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定が見送られており、本県では本年6月の令和3年度政府予算等に係る提言・要望において、少人数学級の拡大を含む新たな定数改善計画の早期の策定について要望しております。今後も機会を捉えて、新しい生活様式も踏まえた児童生徒一人一人の学習生活環境の整備を図るため、少人数学級によるきめ細かな指導体制を計画的に整備することを要望していきたいと考えております。

○柳村一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋穩至委員 きめ細やかな指導とのことで、教員の配置の状況については、私がきのうの一般質問でも取り上げたとおりにしっかり対応していただきたいと思っておりますが、数値の部分について、現状の定員、そして少人数、例えば小中学校で30人になった場合、どれくらい教員がふえるのかをお知らせください。

○山村参事兼教職員課総括課長 小中学校と高等学校で分けてお話いたします。

小中学校では、既に35人学級を実現しております。それで、仮に30人学級を実現した

場合には、仮ですので、現行の標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）という定数を計算する法にもとづいて試算した場合ですけれども、小中学校では、30人学級にした場合、学級数が約600ほど増加して、それに伴って教職員定数も800人ほど増加する見込みであります。

高等学校においては、40人学級でございますので、仮に35人以下学級とした場合、現在と同様に教員を配置するには約200人以上の増員が必要になると、粗い試算でございますが、計算しております。

○高橋穩至委員 実は、一般質問に向けていろいろ調査したのですが、少人数学級にすることだけを進めてしまうと、高等学校の場合は教員が不足する。要は定数の別の基準があって、それを勘案しないで少人数学級を進めてしまうと、かえって教員が足りなくなることが調べていてわかったのですが、そういった意味で、請願の趣旨と中身は賛成なのですが、このままの表現で進めてしまうと教員が足りなくなってしまうことがあることを危惧しております。

それともう一つ、加配についてです。前にも少人数学級の請願が出されたのですが、政府の見解としては加配も行っていますと言っており、それで一般質問でも加配を取り上げたのです。あわせて、岩手県の事情で1クラスの高等学校などについて取り上げたのですが、そういった小さい学校に対する加配の基準をしっかりとつけて、教員を手厚くしてもらって中身でないと大変かと思えます。基本人数、定数で人数をふやしたら加配をなくすとすると、それもまた困るわけで、その状況はどうなのかをお知らせください。

○山村参事兼教職員課総括課長 教員の配置に当たっては、本定数というか、先ほど申し上げた標準的な職員の定数とあわせて、いろいろな課題に応じて国が決定している加配を活用して、岩手県全体として各学校の実情に応じて配置できるようにしております。ですので、定数の改善とあわせていろいろな加配、例えば、今ですと小学校の外国語授業の専科で加配をしたり、あるいは少人数指導での加配があります。あるいは復興支援ということでの加配もあります。こういった状況に応じた加配も活用して配置しておりますし、そのような形で学校の実情に応じていくことが必要と考えております。

○斉藤信委員 少人数学級のこの請願は、私は大変時宜にかなった請願だと思います。この請願の趣旨にも書いてあるように、7月2日には全国知事会、全国市長会、全国町村会が連名で少人数編成を可能とする教員の確保を要望したということです。7月17日に閣議決定された、いわゆる骨太方針2020でも、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備が必要だということです。実は、経済財政諮問会議は、少人数学級に徹底して抵抗していたのです。それがことし初めて、少人数指導という表現ですけれども、コロナ禍の中で大きく変わり、そのことが閣議決定されたということです。大変大きな変化が生まれております。これを受けて、文部科学省が来年度当初予算の概算要求に少人数学級編成を盛り込みました。これも画期的なことです。ただ、中身を見ますと事項別要求なのです。言わば予算額が明記されない事項別の要求です。財務省がまだ抵抗しているとの話もお聞きをし

ます。だから、本当にこの文部科学省の概算要求が来年度予算化されるかどうかの点では、今大変重要な局面にあると思います。国民の世論と運動がここまで状況を変えてきたのですけれども、来年度の予算化という意味において、岩手県議会からこのような意見書を上げることは大変大事だと思います。

もう一つは、文部科学省が今考えているのは10年計画なのです。10年かけて30人学級を整備しようとしています。10年かけたら、今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大には対応できない。私たちは実質20人規模にすることが大事だと思っていますけれども、できるだけ早期に30人学級なら30人学級にする、そういう点でも、文部科学省は概算要求したけれども、中身はまだまだ不十分なのです。そのような点で、本当に今国民が求めている、父母、生徒、教師が求めている少人数学級を実現する点では大きな変化が生まれているけれども、ここを突破口にして、ぜひ全会一致で、北海道の道議会も全会一致で採択したという報道もありましたが、このような機運を上げていただきたいと思います。

○**小西和子委員** 私も大いに賛成です。この少人数学級実現は、本当に何十年と同趣旨で請願してきた中身であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で学校がどのような状況になっているのかを岩手県教職員組合が全ての学校に入って調査をしたのですけれども、35人ですと1クラスでは授業できず、半分に分けてとかなりますと、それだけ教員も必要なわけです。

それと、県教育委員会の皆さんは御存じだと思いますが、支援を要する子供がびっくりするくらいふえているのです。特別支援学校の生徒や、発達障がいの子供たちがふえておりまして、個々に対応することが必要ですし、今の1クラス35人をさらに減らして、一人一人に目を向ける、寄り添う、そのような教育をしていかなければ、子供が置き去りにされるのです。

10年前と比べて小学校では不登校児童が倍にふえています。それだけ行きにくい、そういう学校になっているわけです。もちろん、指導要領が改訂されて、詰め込み教育となり、宿題が多くなったことも要因ですけれども。そのようなことからいっても少人数学級の早期実現が必要です。10年かけていたら、その子供たちはどうなるのでしょうか。置き去りにされます。ぜひ早期の、できれば20人以下学級実現に向けて意見書をお願いしたいと思います。

それから、先ほど加配のことがありましたけれども、加配は、それはそれで別なわけです。それぞれの地域、学校で、この部分が足りないからぜひにとのことで加配があるわけですので、その分を回して数を合わせるものがあってはならないと思っております。教育長、何かありましたらお願いします。

○**佐藤教育長** 教職員の定数改善は、非常に大事な内容ですので、毎年度文部科学省への要望も行っております。ことしの6月は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の関係で、直接伺っての要望活動はできませんでしたが、オンラインで知事が文部科学副大臣とやり取りを行いました。そして今年度は特に、本県のような地理的条件を抱えた地域に

おける小規模校に係る教職員配置基準の見直しについての文言も加えました。

しかし、平成 18 年度以降、定数改善計画の策定が見送られております。やはり新たな教職員定数改善計画を早期につくって、そして計画的にその改善を図っていくことが求められると考えております。そういった意味で、請願は私どもの要望項目と同じ趣旨ではないかと理解しております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 採択という声がありますけれども、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 採択との意見がありましたので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○柳村一委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

○高橋穩至委員 先ほど話したのですが、少人数学級はいいのですけれども、当局から説明がありました教職員の配置の規則というか、条例を直さないと、教室だけふえて先生がふえない状況が危惧されるかと思っております。それで、県からの要望では、教職員定数の措置を見直してとなっているので、そのことを入れないと逆に学級数がふえて先生が減ってしまうなんていうことになりかねないので、そこを加えたほうがいいのではないかと思います。参考までに、当局から説明をもらえればと思います。

○山村参事兼教職員課総括課長 高等学校の定数に関しましては、計算方法がありまして、定数が生徒の収容定員にもとづいて定められております。仮に、今の 40 人学級から 35 人学級とした場合は、生徒の収容定員が減少しますので、それに伴って先生の定数も減少するという計算式になっております。

それで、県が行った要望では、先ほど教育長も御説明しましたけれども、地理的条件を

抱えた地域における小規模校に係る教職員配置基準の見直しも含めて要望しております。

○**斉藤信委員** 速やかにという言葉は請願項目にもあるので、安全・安心で、行き届いた教育実現につながる少人数学級の実現を求める意見書、これはいいのですけれども、その下の3行の中に速やかに実現するようにと入れていただきたいと思います。来年度から実現するという意味が伝わるように、速やかに実現するようにをつけ加えていただきたい。

それと文部科学省は、小中学校については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正することも令和3年度当初予算の概算要求の中で明記しているので、少人数学級といった場合に、そのような制度的な改善とこの請願の内容はセットです。ただ、高等学校は残念ながらまだ視野に入っていない。これが問題です。ですから、私は、理由の最後のところでしょうか、ここに小学校、中学校、高等学校と入れていただきたい。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** なければ整理したいと思います。まず、教職員の配置という部分を加えたほうがよろしいのではないかとの意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**柳村一委員長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**柳村一委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

当職において意見書の修正案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**柳村一委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書の修正案をごらんいただきたいと思います。最初の部分に、速やかな実現を求める意見書といたしております。理由の上の部分、理由の中で上から3行目、これを避けるためには小学校、中学校、高等学校で少人数学級にする必要があるという部分を皆様の御意見に沿った形で入れました。

これについて御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案のとおりすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 26 号就職希望等の高校生に対し高等学校が指導している指定自動車教習所への入所制約の緩和について請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○木村学校調整課総括課長 県立高等学校における指定自動車教習所への入所について説明申し上げます。

高校生の運転免許の取得につきましては、各学校において教育目標を達成する観点を踏まえ、適切に指導しているものであり、自動車教習所への入所についても生徒個々の学業の達成状況や進路希望の実現等を踏まえ、判断しています。

自動車教習所への入所制限の緩和につきましては、本年 8 月、岩手県指定自動車教習所協会長から教育長宛ての依頼を受け、県教育委員会としましても、今般の新型コロナウイルス感染症対策による教習人員の制限や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業等による教習期間の延伸、働き方改革に伴う教習指導員の時間外労働是正への取り組み、さらには新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日等の変更等により、場合によっては就職する生徒が入社時期までに運転免許を取得できないことも懸念されることから、生徒個々の進路実現と卒業見込み等を十分に考慮した上で、地域社会の実態にも配慮しつつ、生徒の運転免許取得について、学校の実情等に応じて適切に対応するよう各学校宛て通知しております。

本年 9 月現在、全日制では自動車教習所への入所に係る規則を定めている学校の割合は 94%であり、入所開始時期を定めている学校の割合は 68%です。自動車教習所への入所の開始時期は、早い学校で 3 年生の 7 月から、遅い学校で年明けの 2 月からとなっており、多くの学校では 10 月から 12 月に入所が可能となっております。なお、定時制、通信制においては、運転免許取得が可能となる年齢に達していれば、自動車教習所への入所及び運転免許取得が可能となっております。

高等学校卒業時点での就職や進学等が生徒の一生を左右するという現実を踏まえ、生徒や保護者が各学校に対して第一に期待することは、希望する進路の実現であります。生徒個々の考え方においても、まずは希望する進路の実現に注力し、卒業後の見通しが立った段階で運転免許の取得に取りかかるという状況があるため、10 月から 12 月に集中するものと捉えております。

また、企業から運転免許取得の要望がある場合や運転免許の所持を就職の条件としている場合には、各学校において就職内定者に対して、卒業時にまでに確実に取得するよう指導、助言しており、内定が得られていない生徒であっても、運転免許の取得を希望する者に対しては柔軟に個別対応しております。説明は以上でございます。

○柳村一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 同趣旨の請願はこれまでに 2 度採択されているのです。それで、三たびこのような請願が出されたことについて、大変残念だと思います。今の説明でも、自動車教習所への入所開始時期を決めているのが 68%、中には 2 月からの入所もあるとのこと。これ

は18歳以上だと思いますけれども、生徒、子供の基本的な人権として、言わば運転免許を取得する権利があると思うのです。それを規制することは、そもそも私は問題なのではないかと思います。法律的に18歳以上の方は運転免許取得ができるとなっているのですから、基本的にはそれを尊重すべきだと思います。

進路を考慮するのは当然のことですけれども、しかしそれは最終的には個人の判断だと思うのです。だから、学校が規則なり基準を定めて制約する、何か生徒を支配する感覚は、私は間違いではないかと思いますが、それについてどう考えていますか。

○**軍司産業・復興教育課長** 運転免許取得の制限等を行うことでございますけれども、制限等を学校の規則等で定めることにつきましては、過去の判例におきましても、社会通念上、不合理なものとは言えず、合憲とされておりまして、各学校長には、学校の設置目的を達成するために必要な事項を規定の形で定める包括的権能を有するものとされておりまして、これにのっとりまして、全国的に対応しているものと認識しております。

○**斉藤信委員** それは何年のどういう裁判の判決ですか。私は憲法で定められた基本的人権からいったら、そのような話にならないと思います。だから、どういう裁判でそうなったのか。生徒が本来受けられる法的な根拠があれば、学校が制約することは全く問題だと思います。制約ではなくて、指導することが限度ではないかと思います。指導です。最終的には個人の判断で行うのが私は基本的な人権だと思うので、その判例は、何が争われてそのような判決になったのか、もう一度示してください。

○**軍司産業・復興教育課長** 今申し上げたことにつきましては、例えば昭和62年10月30日の千葉地方裁判所の判決におきまして、私立学校の校則違反のことでございますけれども、オートバイの運転免許取得に関する校則に反した生徒を退学処分にした事例で、そのオートバイに関する校則を学校が定めることは、先ほど申し上げました学校の設置目的を達成するために必要な事項との判例でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、それは、今問題になっている運転免許を取得する話ではないですね。校則の話でしたね。この地方裁判所の判決は一審で確定したのでしょうか。私は違うと思います。運転免許取得にかかわる裁判であればそれなりの意味があると思うけれども、これは、ちょっと話が違うのではないですか。

○**軍司産業・復興教育課長** また、別な判例で、例えば平成8年7月18日、これは最高裁判所の判決ですが、これにつきましても、高等学校の普通自動車運転免許の取得を制限したり、あとはパーマをかけることを禁止する校則、規則に違反するなどした生徒に対する自主退学を勧告したことは、法律には違反しないという判例もございます。

○**斉藤信委員** 恐らく今説明したパーマのことも、今の時代に裁判になったら、この判決はだめです。それは表現の自由にかかわりますから、恐らくその判決は過去の遺物になっています。

そういう点では、2度にわたって県議会で同趣旨のものが採択されてきたにもかかわらず、94%の学校が規則に定めて、その開始時期まで決めているのは68%。あなた方は、県

議会で請願が採択されていることについて、全然真剣に対応していないのではないですか。

改めて聞きますけれども、先ほどの説明では、自動車教習所入校時期は10月から12月が多いと、2月以降もあるとのことですが、これは、例えば内定を条件にしているからそうなっているのか、ただ単に時期を決めているのか。2月以降と決めているのは何校あるのか、10月から12月は何校あるのか、それ以前を認めているのは何校あるのか。

○軍司産業・復興教育課長 自動車教習所入校時期を決めている学校でございますけれども、全日制高等学校で言えば、7月から入校を認めているのが1校、8月からは1校、9月からは4校、10月からは20校、11月からは16校、12月からは7校、1月はありませんで、2月が1校でございます。あと、何月何日という時期ではなくて、就職が内定したら直ちに認めている学校が5校ございます。あとは卒業式後から認めているのが1校でございます。あとは就職者の状況に応じて認めているのが5校となっております。

あと今年度につきましては、今年度入校の規制を緩和した全日制の高等学校は22校ございます。全体の35%の高等学校で、今年度入校規制を緩和しております。その主な内訳でございますけれども、入校時期を早めたという学校が21校、あとは進路未決定者の入校を許可するとか、入校許可の条件を緩和した学校が15校となっております。

○斉藤信委員 7月、8月、9月、10月、11月、12月、2月以降と、このぐらえばらばになったら、何が客観的基準なのかとなります。これ、もう学校、校長の恣意的判断でやっていることにしかたらないのではないですか。何の科学的根拠もないのではないですか。だから、今回3度目の請願ですけれども、そういう考え方を整理して、この高等学校だったら7月からいいけれども、この高等学校だったら2月以降でなければだめだなんて、これは不平等でしょう。今の話を聞いたら高校生に格差を広げるようなものです。今聞いた範囲では何の科学的根拠もない。だから、請願が2度採択されて、今回3度目ですけれども、やっぱり考え方を整理する必要があるのではないかと思います。7月と2月以降ではとんでもない違いなのです。

あとことしは緩和措置もあるようですけれども、ことしは採用内定が1カ月おくれているわけで、これは当然だと思います。そういう点で、実際に、夏休みの時期の活用があるわけです。夏休みの時期を活用して運転免許を取ることは、実際あるわけだから、私は3度目の正直で、やっぱりこの請願を受けて県教育委員会の考え方を整理して、学校ごとにばらばらにならないように対応する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○佐藤教育局長兼教育企画室長 先ほど担当課長が申しあげました法的根拠は、学校長が制限するとしたらどんな根拠があるのかの説明でございます。過去に2度、県議会への請願があり、今回また要望をいただきまして、8月6日付で学校調整課総括課長から各学校長に対して、今年度の状況とかを踏まえ、運転免許取得ができなくなる懸念があるので、それらの状況に鑑みて、生徒の個々の進路実現と卒業見込み等も十分に考慮した上で、地域社会の実態にも配慮しつつ、生徒の運転免許取得について適切に対応願いますという通知を出しております。専門高校なのか、普通科のみの高校なのか、就職状況がどうなのか、

高等学校によって実情があり、そこは学校長の判断はあると思うのですが、方向性としては何ら要望の趣旨をとめるような話ではございませんので、やはり柔軟に対応していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私が求めたのは、柔軟に対応するという結果ではなくて、これだけばらばらになっているのであれば、やっぱり考え方を一つに統一することで、その上で、若干の違いが出てくることはあるかもしれない。しかし、こんなばらばらでは、何の基準もないことになるのです。ましてや、入校資格のある人が8月の夏休みに取れるのに取れないとなったら、これは不利益になります。だから、そういうことで、最終的には生徒の選択を認めること。それは生徒の自主性を育てる教育の一環だと思います。何もかにも学校で定めて、規制することは正しくない。子供たちの人権を守る。必要な規制については考え方をはっきりさせて、最終的には子供たちが判断できるようにしていくことを私は求めたので、校長は、柔軟な対応をなどという抽象的な話ではわかりません。私は、今の実態も示したらいいと思うのです。こんなばらばらになっていたらおかしいとみんな思います。だから、その考え方を統一して、その考え方のもとに柔軟に対応して、最終的には子供たちが自主的に判断ができるようにすること。自分の生きる道なのですから。私はそういうことこそ教育のあり方だと思いますので、ぜひそうやっていただけますか。そのことだけお聞きします。

○**佐藤教育局長兼教育企画室長** 今委員からお話がありましたとおり、確かに実態がまちまちなところがございますので、一定の考え方になるよう整理したいと考えます。

○**小西和子委員** もう一度確認ですが、そもそもこれは、学校で判断することで、もともと県教育委員会で統一基準を示すようなことではないとの捉え方でよろしいですか。

○**軍司産業・復興教育課長** お話のとおり、運転免許取得の規定につきましては各学校の判断で定めております。

○**小西和子委員** 昔、高校生のオートバイ事故が頻発して、それこそ隠れてこっそり運転免許を取って、乗り回して死亡事故を起こしたこともあったりして、学校できちんと許可制にしようということになって制限が始まったと聞いております。第一義に学校は学業が本分ではないかと思うのですが、このあたりの県教育委員会の考え方をお聞きします。

○**軍司産業・復興教育課長** お話のとおり、やはり子供たちにとっては、卒業時の進路と学業、これが第一でございますので、それにまず集中して取り組んでもらう。そして、卒業の見通しがついたら、今度は運転免許の取得に取りかかってもらうものでございます。

○**小西和子委員** 自分の進路を決めるに当たって、とにかく目標に向かって努力することがまずあると思います。それで、自動車教習所の入校時期として多い、10月や11月は、3回目の試験、第3期考査や後期中間試験がありまして、とにかくそこを突破して卒業しなければならないのだらうと思います。運転免許は取ったが、卒業できなかったとなったら大変なことになりますので、そのような制限もあるのだらうと思います。

それで、私は2月もあるのと驚いたのですけれども、普通科のみの高校とか、専門高校

の別があると思うので、先ほどの月ごとの数字で、ここからここまでは専門高校で、ここは普通科のみの高校でという状況がわかったら教えてください。

○**軍司産業・復興教育課長** 先ほどのまず2月でございますが、2月は普通科のみの高校でございます。ほとんどの生徒が進学するような普通科のみの高校でございます。7月も普通科のみの高校でございます。8月は専門高校です。9月、ここは普通科のみの高校と専門高校が入っております。10月は普通科のみの高校、専門高校、それぞれ入っております。11月も同様でございます。12月は普通科のみの高校のみでございます。

○**小西和子委員** 今伺いましたとおり、普通科のみの高校と専門高校の違いが顕著にあらわれていると思います。それで、大きくずれている、ずれていると言ったら失礼ですけども、例えば2月は大学受験が終わってからとなると思うのです。勉強よりも自動車教習所が楽しくなるのは当たり前ではないかと思うので、それを少し制限するのは、勉強に集中させるためと見ております。極端な例は別として、それぞれ学校ごとに判断していますし、今まで就職が決まっているのに運転免許を取れなかったという例は聞いていますか。

○**軍司産業・復興教育課長** 9月に各学校に聞き取り調査をした段階では、そのような情報は入っておりません。

○**小西和子委員** この請願の要旨には、あたかもあるように表現していらっしゃるのですが、内定してまいが、もう10月、11月に自動車教習所への入学を許可している学校がほとんどですし、高等学校が許可しないため就職してから自動車教習所に通った事例は、私は承知しておりません。

私も請願に賛成ではあるのです。賛成ではあるのですけれども、子供たちが高等学校に入った第一義は、勉強をきちんとやり遂げて卒業することだと思います。実は、請願に来た3人は、私がよく知っている人ばかりだったのです。それで、はい、はいとは言ったのですけれども、確かに内容はわかりますが、学校事情といいたいまいしょうか、子供たちの思いとかを酌んで緩和しているようですし、あとは極端に遅いところはもう少し早めたらどうでしょうかぐらいでいいのではないかと私は思います。

もちろん人権などの問題もあろうかとは思いますが。

○**斉藤信委員** あろうかではなくて、あるでしょう。

○**小西和子委員** あろうかとは思いますが、過去には、運転免許を取った後でさまざまなことが起こったこともあったのです。そういうことを防ぐためにも、まずは勉強して、それから運転免許を取って就職に備えることでいいのではないかと思います。

同じ会派の木村幸弘議員も名前を書いていますので、反対はしませんけれども、学校の事情を代弁させていただきました。内定が出ないからといって運転免許を取らせないようなことはないのです。11月ごろからは、みんな自動車教習所に通っているわけですので。

○**斉藤信委員** みんなではないから請願が出ているのではないの。

○**小西和子委員** 子供たちの思いとしても、それから学校としても、きちんと卒業の見通

しが立ってから通うことでいいのではないかと思います。

○城内よしひこ委員 先ほど進学や就職の内定が決まった以降に運転免許を取るとの話がありましたけれども、進学をするほうは、実は後回しにされている。就職が内定したならば、その子を優先させて自動車教習所では運転免許を取らせませす。それで、5月の連休に来て、もう一回続けて通って取ったりするケースはあります。そこはちゃんと調査が必要なのです。なおかつ、これは資格ですので、就職の際の条件に資格が入っている場合は、自動車教習所では就職の内定をしている人を優先させているということですので、その辺はしっかり調査していただきたい。

また、私は宮古地区ですけれども、宮古地区では今まで二つあった自動車教習所が一つに統廃合されました。遠距離から、例えば田野畑村とかから通っている子もいます。そうすると、通うだけでも1時間、2時間近くかかるわけです。盛岡市周辺のように何か所も自動車教習所があつて、自分が行きたい時に行ける、運転免許が取れる状況と、そうでない状況があるわけですので、そういう地域要件も含めて考えてほしいと思います。

もう一つ、例えば、生徒に運転免許を取らせた後、親の許可を得て学校がそれを預かるとか、きめ細かなやり取りをしていかないと、十把一からげで対応してしまうと、岩手県の高校生はなかなか運転免許も取れないことになってしまうし、このような請願が出たのですから、学校が明確な基準も含めて取り扱いを示していかなければいけないと思います。

昔、暴走族がはやったときに、オートバイの運転免許を取って、交通事故を起こすからというのが規制の発端であったと思います。ただ、今、世の中にはオートバイの運転免許を積極的に取らせることによって、交通ルールの順守について教えるという指導を行っている学校もあります。ぜひそのようなことも考慮して、前向きに検討してほしいと思います。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認め、よつて本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立特別支援学校整備計画（案）について発言を求められております。なお、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの報告の後に質疑を行い、その後委員からのこの際発言といたしたいと思ひます。

それでは、岩手県立特別支援学校整備計画（案）についての発言を許します。

○高橋特別支援教育課長 それでは、岩手県立特別支援学校整備計画（案）について御説

明申し上げます。

文教委員会資料1をごらんください。A3判の岩手県立特別支援学校整備計画概要版(案)に沿って御説明申し上げます。

初めに、1、策定の趣旨でございますが、特別支援学校における教育環境の変化や児童生徒の障がいの多様化等に伴う諸課題を解決し、安全で安心して学習ができるよう全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、そしてこの計画にもとづき特別支援学校の教育環境の整備を推進し、県の特別支援教育体制の充実に取り組むものでございます。

次に、2、計画期間でございますが、令和10年までの8年計画としており、計画期間終了をいわて県民計画(2019～2028)に合わせて設定しております。

3、基本的考え方でございますが、左側の中ほどにあります本県特別支援教育の基本理念であります共に学び、共に育つ教育の推進を基本といたしまして、具体的には前計画の県立特別支援学校(盲・聾・養護学校)再編整備計画における取組の方向性、これには積み残しの部分も含んでおりますけれども、これを踏まえこれまでの取り組みの成果や、各学校の現状や地域の実情を総合的に捉えながら現状の課題を明らかにし、いわて県民計画(2019～2028)、岩手県教育振興計画、いわて特別支援教育推進プラン(2019～2023)の三つの計画を踏まえ、特別支援教育の取り組みをさらに充実させるための特別支援学校における環境整備に関する計画とするものでございます。

4、前再編整備計画及びその後の主な取組につきましては、記載のとおりでございますが、前回の計画は再編整備計画でございましたので、県立一関清明支援学校の開校、これは県立一関聾学校と県立一関養護学校の統合や、県立盛岡青松支援学校の開校、こちらは県立松園養護学校と県立青山養護学校の統合等がありまして、そのほか地域の小中学校への分教室の開設等があったものでございます。平成22年度までの前計画以降について、その後の主な取組として記載しておりますが、県立療育センター移転に伴う県立盛岡となん支援学校新築移転や、県立盛岡となん支援学校の跡地を活用した県立盛岡ひがし支援学校の開校等は、皆様におかれましても記憶に新しいと存じます。

次に、5、本県の現状と主な課題でございます。県立特別支援学校は、本校14校、分校1校でございます。児童生徒数につきましては、幼児部から専攻科までを合わせまして令和2年5月1日現在で1,474人となっております。

主な課題としては、高等部教育・職業教育の環境変化、児童生徒の障がいの多様化・重度化などの八つと捉えております。障がいの種類や程度だけではなく、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するという趣旨のもと、特殊教育から特別支援教育となり10年以上が経過したことなど、特別支援教育を取り巻く環境の変化によりさまざまな課題が見受けられます。

次に、右側をごらんください。6、整備の方向性でございますが、三つの柱を立てながら多様なニーズに対応した教育諸条件の整備について取り組んでいくこととしております。

①の各地域の実情に応じた学びの場の整備でございますが、各地域の実情を踏まえなが

ら児童生徒が適切に教育活動に取り組むことができる教育環境の整備を進めることで、共に学び、共に育つ教育のより一層の推進を図るものでございます。

主な整備内容は六つございます。一つ目です。地元で貢献できる人材の育成、高等部、職業教育の充実でございますが、特に県立盛岡峰南高等支援学校について、学科改編を視野に入れながら教育内容等の見直しを行うなど、岩手の特色や各地域の産業教育等を生かした高等部における職業教育を推進するものでございます。

二つ目、校舎老朽化や狭隘化等への対応による教育環境の充実でございますが、建築後30年から40年以上の年数を経過する学校について、関係部局と連携しながら校舎老朽化や狭隘化の改善を計画的に行うものでございます。まずは県立釜石祥雲支援学校について新築移転を進めることとしております。

三つ目です。通学に係る負担軽減への対応でございますが、引き続き市町村の福祉施策の推進、放課後等デイサービス事業所等の利用、各学校における寄宿舎の利用や通学バスの運行などの状況を踏まえ、市町村や地域の関係機関との連携を図りながら、地域や児童生徒等の実情に応じてさまざまな通学手段について対応するものでございます。

四つ目です。学校立地における自然災害への対応でございます。宮古地区においては、今後も自然災害が発生するおそれがあるため、さまざまな自然災害を想定した対策を講じるとともに、隣接する施設の状況の変化も見据えながら、環境整備について関係機関等との連携により検討していくものでございます。

五つ目です。特別支援学校未設置地区における小中高等部一貫の特別支援学校の設置でございます。二戸地区におきましては、小中高等部一体型の県立特別支援学校が未設置となっており、これまで分教室を開設して対応してきております。今般、開設当初に比べ分教室や当該中学校の児童生徒が増加し、狭隘化が著しいため、これらの解消が求められており、点在している分教室を一貫校として集約し、狭隘化の改善を図り、より質の高い教育を受けられるようにするとともに、地域における特別支援教育の拠点としてのさらなるセンター的機能の充実に向けて、本計画期間中の開校を目指して新設校を設置するものでございます。

六つ目です。分教室における教育環境の充実でございますが、これまで市町村の理解と協力を得ながら行ってきた教育環境の整備について、引き続き地域に根差した分教室の運用となるよう各市町村と連携を図りながら取り組むものでございます。また、高等部の分教室設置については、生徒数の動向や全体的な学校設置のあり方、高等部職業教育の推進充実等を勘案し、総合的な視点により検討を進めるものでございます。

次に、二つ目の柱、関係機関と連携した個別のニーズへの対応でございますが、医療、福祉等の関係機関と連携しながら、多様な教育的ニーズに対応する支援体制の構築を図り、全ての子供が自己実現できる教育を推進するものでございます。

主な整備内容は二つございます。一つ目、医療機関との連携でございますが、医療的ケアを必要とする児童生徒が特別支援学校において学習を受けられる体制を引き続き整備す

ることが必要であるため、医療的ケアに係る諸課題の改善に努め、看護師配置の充実による支援体制の整備を図るものでございます。

二つ目ですが、保健福祉関係機関との連携でございます。早期からの相談・支援体制に向けて、各種健診の情報を有する保健福祉関係機関と特別支援教育コーディネーター等による連携強化を図るものでございます。

次に、三つ目の柱でございます。特別支援学校のセンター的機能の充実でございますが、特別支援学校の専門性を生かしながら、引き続き地域の支援センター校として特別支援教育の推進に努め、どの地域においても専門性の高い教育が受けられる教育環境の充実を図るものでございます。

整備内容は二つございます。一つ目です。特別支援学校の役割や障がい種別におけるセンター的機能の整理と見直しでございますが、地域の実情や障がい種別の観点を踏まえ、特別支援学校によるセンター的機能のあり方について整理と見直しを行い、地域でのより適切で効果的な支援につながるよう機能を強化するものでございます。

二つ目です。特別支援学校と関係機関や小中高等学校等との一層の連携強化でございますが、地域の教育、福祉、相談機関と各校種における特別支援教育コーディネーター等がさまざまな取り組みにおける連携を強化するなど、関係者が一丸となって地域や各学校の実情に応じた支援の充実を図るものでございます。

令和10年度までの工程表につきましては、施設整備、学科改編に関するものを記載しております。

最後に、資料にはございませんが、策定までの今年度のスケジュールについて申し上げます。広く県民の皆様から御意見を伺うため、10月14日から11月16日までパブリックコメントを実施いたします。その後、計画案の内容を精査し、2月定例会文教委員会での最終案の報告をいたしまして、3月の教育委員会定例会における議決というスケジュールで、令和2年度内の計画策定を見通しております。特別支援教育体制の一層の充実につながる計画となるように、今後も策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○高橋穩至委員 この件に関しては、北上地区からも要望が出ているわけですが、おかげさまで小学部、中学部については、長年かかりましたが分教室を設置していただきました。それで、高等部について今要望しているわけですが、その中身は、生徒の動向のお話であったのですが、北上地区からかなりの人数が、花巻地区へ通っておりまして、分教室ができて小学部、中学部まではよくても高等部がないため、どうしても分教室に入る人が少ない状況です。

それから、説明では、高等部は、県立花巻清風支援学校に職業訓練機能を充実してきているので、ある程度満たしている部分はあるのですが、生徒の特性に応じて、例えば近くに高等学校もありまして、そこに分教室の設置はどうですかという提案もたしか行って

と思うのですが、そういうのを見きわめながら、できる範囲の分教室等の設置は考えられないのかと思います。

北上地区から来ている人は少ないから花巻地区だけにするとということになりはしないかと危惧しているのですが、人数だけではなくて、将来の全体的な流れを見ながら考えることはできないのかということをお伺いしたいと思います。

○高橋特別支援教育課長 特別支援学校の高等部においては、将来の自立や就労を見据えた教育を重視しておりまして、一人一人に応じた社会性や働く力を育むことが必要とされております。委員御指摘のとおり、北上市からの要望等もあることは承知しております。県教育委員会といたしましては、県全体の現状と課題を整理し、今後の高等部のあり方を含む特別支援学校の教育環境の整備について、生徒数の動向や全体的な学校配置のあり方を総合的に勘案して検討していきたいと思っております。

○高橋稔至委員 ありがとうございます。それは重々わかった上でなのですが、整備の方向性で出していただいています、最後の部分、分教室、高等部の設置検討ですが、スケジュール的にはどのように検討を進めていくのかをお伺いしたいと思います。

○高橋特別支援教育課長 スケジュール的には、県立盛岡峰南高等支援学校は、職業科を中心とした学校ですが、今のままの教育内容で大丈夫か、さらに充実した教育内容、それから学科の改編について先行的に見直しを図りながら、全県的に考えていくスケジュールとしています。これはあくまでも見通しでございますけれども、令和4年度あたりまでにいろいろ見直しや検討を行いながら、必要に応じて全県的な高等部等についても考えていく見通しでございます。

○高橋稔至委員 分教室の設置について、岩手中部とか二戸と書いてあったので、全県的な検討をしますということでしたらわかったのですけれども、ここにあって地区が書いてあったので、それでその意味をお伺いしたかったものです。もし何か意味があったら、この三つを入れたという意味を具体的にお願いします。

○高橋特別支援教育課長 現在置かれている分教室の地域的なところを入れたものでございます。

○斉藤信委員 きょう、特別支援学校整備計画（案）が示されるとのことで、事前に配付してくれと、担当書記を通じてお話しました。きょう審議をする上で、この場でこれを出されても、我々は十分な検討ができないのです。このような計画案を議会に報告するときには審議前提ですから、少なくとも前日には配付してほしい。なぜそれができなかったのかお聞きしたい。

○高橋特別支援教育課長 配付の時期につきまして、関係機関との連絡調整のもと、直前での配付となり、もしかしてごらんになる時期が遅かったのかもしれないことは申しわけなく思っております。

○斉藤信委員 2月定例会に最終案が報告されるそうですが、議決事項の計画は当然きちんと報告されて審議されるのだけれども、こういう整備計画は議決事項ではないのです。

だから、我々議会としては、この常任委員会での審議が実質審議になるので、委員長、今後は、しっかり手続を進めるようにしていただきたい。

それで、今説明をいただいたばかりですけれども、今までの経過を見ますと、前の計画は再編整備計画で、平成 19 年から平成 22 年の計画であり、それ以降空白なのです。私、このことは極めて重大だと思います。前の計画は再編整備ですから、統合計画が中心で、高等部の設置がありましたけれども、本格的な整備計画ではなかった。そして、その後 10 年近い空白があつて、今回整備計画がつくられた。このことは評価しますけれども、この 10 年近く無計画だった。このこと自体、私は極めて重大だと思います。何でこんなことになったのか。

○柳村一委員長 このような計画の報告に際しましては、遅くとも前日までに委員の方々に計画を配付するようにお願いいたします。

○高橋特別支援教育課長 前計画は、平成 19 年度から平成 22 年度までで策定しておりますが、その後東日本大震災津波等がございまして、そこからいろいろな部分で滞ってきた部分がありました。喫緊の課題にそれぞれ対応する形でこれまで進めてきたものでございまして、大分空白があつたことは認識しております。教育環境も非常に変わってきたことを受けて、昨年度から今年度で整備計画を策定し、今後 8 年間という形での整備計画案を示したものでございます。

○斉藤信委員 私、特別支援学校は、ほかのさまざまな学校以上に一人一人に行き届いた教育を進めることが課題だと思うのです。ある意味、県教育委員会の教育に対する姿勢が問われるのが特別支援学校ではないかと私は思っております。しかし一方で、国自身に特別支援学校の基準がないという根本的欠陥があるので、皆さんだけを追及するつもりはありませんけれども、やっぱり一番弱い立場にあつて、一番手だてを講じなくてはならない特別支援学校こそ、教育に対する情熱、県教育委員会の姿勢が問われる課題だと私は思っていますので、そのような立場でぜひ取り組んでいただきたい。

それで、お聞きしたいのは本県の現状と主な課題の項目ですけれども、主な課題の中で、高等部教育・職業教育環境の変化、そしてもう一つは障がいの多様化・重度化、多様化に伴う通学に係る多様なニーズ及び負担とありますが、この具体的な中身を示してください。

○高橋特別支援教育課長 本県の現状と主な課題の項目でございしますが、職業教育について、近年、就労先のニーズが変わってきておりまして、例えば外国人労働者が入ったり、AIが入ったりして、これまでとは違った就労先のニーズが求められております。非常にそれは大きな変化となっておりまして、これまで就職できていた特別支援学校の生徒もなかなか就職が難しくなっていることがございます。

それから、児童生徒の障がいの多様化につきましては、いわゆる重度、重複障がいの子供たちの様相が強まってきたといえますか、例えば医療的ケアを必要とする子供たちが近年割合としてふえてきている実態がございまして、これまで単一障がいであった子供たちも、あわせ有する障がいを抱える子供たちが多くなってきた実態がございまして。

○**斉藤信委員** 就労先のニーズの変化はよくわかりました。それで、これまでの取り組みの中で県立盛岡峰南高等支援学校の新学科設置が平成 21 年にありますが、これはどのような中身だったのか。特別支援学校の職業教育とは、ある意味、県立盛岡峰南高等支援学校のことだと思えるのですけれども、私はもっと職業教育は拡充されるべきではないのか、県立盛岡峰南高等支援学校だけでいいのかと思います。特別支援学校でもさまざまなことを行っていると思えるけれども、県立盛岡峰南高等支援学校はたしか倍率も高かったのではないかと思いますから、そういう職業教育をもっと強化する特別支援学校の拡充が重要ではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

もう一つ、児童生徒数が 1,474 人、これに国立の岩手大学教育学部附属特別支援学校、あとは学校法人カナン学園三愛学舎を含めると 1,584 人で、生徒が減少している中で特別支援学校はふえ続けています。これは、どういう背景、要因があるのかもあわせてお示してください。

○**高橋特別支援教育課長** 県立盛岡峰南高等支援学校についてですけれども、平成 20 年度のあたりまでは普通科もあったわけです。それが普通科を廃止しまして、職業教育だけの四つの学科を配置いたしました。生活科学科、農産技術科、加工生産科、流通サービス科で、職業の科目オンリーにしたものでございます。そして、県立盛岡峰南高等支援学校に入る子供たちは、一般就労を目指している子供たちでございます。県立盛岡峰南高等支援学校のような職業科の支援学校につきましては、県外では、1 校だけでなく複数校ある県もあると伺っておりますが、県立盛岡峰南高等支援学校では就職率、一般就労の率が、現在大体六、七割ですけれども、それをもう少し上げたい。そのためには、学科の見直しですとか、学習内容をもう少し工夫していったらいいのではないかと。その先行事例を見て、県立盛岡峰南高等支援学校であるようにしているのだとしたら、県内にもっとふやしてもいいとなるのではないかとといった意味合いから、今回学科改編も含めた形で取り上げたものでございます。

それから、支援を必要とする子供たちが増加しているのではないかとという御指摘につきましては、何となく普通学級にいた、ちょっと支援が必要かなという子供たちについても、一人一人に応じた教育的ニーズが必要だという認識が、各学校、それから世間一般でも進んだことで、特別支援学校の実質的な総数がふえているように捉えられると思います。

○**斉藤信委員** 県立盛岡峰南高等支援学校を拡充するのか、また県南地区にもっと職業教育を重視した特別支援学校を設置するのか、これは新たな整備計画の中で検討すべき課題ではないかと思えます。希望者が多いわけですから就職率を上げるのはまた別な問題で、努力はしなければだめだと思いますけれども、そういうことも検討課題にすべきではないかと思えます。

その上で、整備の方向性の項目で、二つ目の校舎老朽化や狭隘化等への対応による教育環境の充実で、先ほど説明されたのは県立釜石祥雲支援学校のことでした。既にこれはもう設計段階、新築工事の段階に入る学校なのです。そうすると、新しい計画にならないの

です。だから、これから令和10年度までの計画であったら、県立釜石祥雲支援学校に続いて、どの特別支援学校を改修するとか、整備するとか、これがもう一つ示されないと、決まっている計画が記載されるだけでは新味がないと思います。本当に整備すべき特別支援学校があるのではないかという感じがいたします。

特に県立宮古恵風支援学校の場合には、アクセス道路が何度も水害、洪水で被災しましたし、かなり奥地にあるので、やはりその県立宮古恵風支援学校を、もっと環境のいいところに整備することも検討課題ではないかと思います。

それと、二戸地区は評価したいと思うのですが、小中高等部一貫の特別支援学校を設置すると示されました。今回の一番の目玉ではないかと思いますが、一番下の工程表を見ると、いつまでにできるのだろうかという感じです。だから、ここまで計画を出すのであれば、新設校設置に向けた検討・基本構想は、あと2年ぐらい前倒して、令和10年度の半ばぐらいまでにこれを整備することが必要ではないかと思います。小中高等部まで実績があるのですから、新設するといった場合に、そんなに複雑な、対立するような話はないと思うのです。それは英知を結集すれば、前倒して進んでいくのではないかと思います。恐らくその下の分教室における教育環境の充実の項目は、新設の学校がおくれるから二戸と書いているのですよね。ここに書かないで、新設で、ここはこの計画期間にできるだけ早く整備を進めるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 老朽化等への対応についてですが、先ほどの説明にもありましたけれども、確かに古くなっている校舎が多くございますが、築年数等、特別支援学校の状況と、また同じ県立学校である高等学校等の状況も含めて、関係各課と調整して進めていくことで考えております。

それから、県立宮古恵風支援学校についてですけれども、委員御指摘のとおり、所在地としては非常に奥まった、アクセスが不便なところにあると承知しております。たびたび風水害、台風ですとか大雨により、休校を余儀なくされておりますが、近隣の学校や施設等に協力をいただきながら、学びの場はとにかく確保していきたいと考えております。いろいろなことも含めまして関係機関、特に市町村、宮古市と十分に連携しながら、総合的に判断していきたいと考えております。

二戸地区についてですけれども、委員御指摘のとおり、スケジュール的にはまだまだ先の見通しになる感じで、表中の矢印が長く書かれている部分でもございますが、県立釜石祥雲支援学校が開校したら着手して、なるべく早い段階で開校を目指したいと考えております。

○斉藤信委員 私、具体的な提言も含めて指摘をしましたので、ぜひしっかり受けとめて、この整備計画が充実されるように期待します。

○小西和子委員 先ほど斉藤委員からもありましたけれども、少子化で子供の人数が減っているにもかかわらず、特別支援学校に通う生徒がふえており、高等部の生徒がふえていると以前もお聞きしたのですけれども、現在もこのような状況にあるのでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 大体9,027人前後まで在籍数のピークがあったのですが、現在高等部は若干なだらかな、やや減少傾向にあります。小中学部、特に小学部については増加傾向にあることは数字の上であらわれております。

○小西和子委員 どうしても特別支援学校のほうが丁寧にといいましょうか、一人一人大事に指導してくださるので、その後高等学校に入れる子供は入るのですが、特別支援学校の高等部のほうがいいと聞いたことがあります。そして、実際に特別支援学校の先生方は、そうやって生徒を送り出してくださっていて、ありがたいと思っております。それで、小中学校でも特別支援学級にお入りになる子供たちがふえてきていて、その中でも発達障がいの子供が本当に異様なくらいふえてきており、それが課題なわけです。情緒障がいの子供を受け入れている特別支援学校もあるわけですが、急激というか、以前より人数がふえている傾向にあるのでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 委員御指摘の情緒の部分、発達障がいの子供についてですけれども、必ずしも特別支援学校に入ると限ったことではございませんので、学校教育法施行令第22条の3に該当する子供たちが特別支援学校に入ります。発達障がいがあって、学校教育法施行令第22条の3に該当する子供が特別支援学校に入ることになりますので、結果的に発達障がいの子が必ず支援学校に入っている図式ではないと御承知いただければと思います。

○小西和子委員 まさにそこです。その線引きのところで、もっと一人一人丁寧に見てもらいたいと思っても、そのラインがあるので、なかなか入れないといったことになります。

私は、県立宮古恵風支援学校を初めて訪問したときに驚きました。さまざまな理由があって、隣の施設とのかかわりがあって、あの場所だったと思うのですが、一年でも早く設計を行い、安全な場所につくっていただきたいと思います。風水害にあったときに、私も行ったのですが、網みたいなものを置いて、スクールバスでここを通ってくださいと言うのですが、危なくて通れない状況です。そのようなことが何度もあって、学びの場として、あそこはやはりふさわしくないのではないかと思います。一年でも早く新しい校舎にできるよう、計画を立てていただきたいと思います。

二戸地区ですが、県立盛岡みたけ支援学校は今6校舎制ですか、県立盛岡みたけ支援学校の校長先生は全部回って歩くのだそうですけれども、とんでもないことになる。冬場は大変なことだと思いましたし、あとは県立盛岡みたけ支援学校奥中山校は冬になると校舎横の出入り口からは出入りできなくて、1カ所しか出入り口がないのです。緊急時、逃げる場所もないといったことで、そのときの副校長だったのでしょうか、早く新しい校舎をとの要望がありましたので、一年でも早く二戸地区の新設校を立ち上げていただきたい。

それから、中学部、新しい校舎は新しいのですが、遠慮がちに校舎に入ってくるのを見てきました。本当に何なのだろうと私は思いました。岩手中部、遠野市もですよね、岩手中部、一関、二戸の分教室とか、中学部はうまく、本当に一つの学校の中の学級みたいに交流があるので、二戸の中学部だけはちょっと、いがっとする感じを受け

てきましたので、そのためにも早く二戸地区の新設校を実現していただきたい。そう思います。

それから、特別支援学校のセンター的機能とのことで、これは私も現場にいたとき、発達障がいの子供を受け持った際は助けていただきました。ただ、支援に来てくださる教員の方に聞きますと、負担なのです。だから、人的な加配をしていただけないだろうかと思えます。そっちこっちに行って専門性を発揮して指導してくださるのですけれども、出先でもそういう指導をし、戻ってきてからも自分の業務があるといったことで、疲弊している学校もありましたので、そのあたりは現場の声を聞いて、十分にセンター的機能を果たせる仕組みにしていきたいと思います。

特別支援学校への対応については、日ごろから熱心に皆様方が進めてくださり、県立盛岡みたく支援学校はあの冷たいランチボックスから、県立盛岡ひがし支援学校で給食をつくって、温かいものを運んでいます。あれは本当によかったと思っております。なかなか財政も厳しい岩手県だとは思いますが、ぜひ特別支援学校の子供たちに光を当てていただきたいと思えます。あとは、県教育委員会全体の話をするのですが、前にも要望のときにお話をさせていただいたのですけれども、特別支援学校に通っている子供を持つ親から涙ながらに訴えられたことは、幼いときから一緒に遊んだりして、差別のない学校というか、社会にしてほしいとのことでしたので、インクルーシブ教育の観点から、全ての校種にわたって交流などを行っていただければと思っていて、これは要望で終わります。

○柳村一委員長 答弁はよろしいですか。

○小西和子委員 何かあったらお願いします。

○高橋特別支援教育課長 いろいろな学校について委員もわかっていらっしゃって、実情を見ていただいたこと、非常に感謝しております。私どもも、なるべく特別支援学校整備計画を早い段階で実行して、実現に向けていきたいと思っております。

それから、特別支援学校のセンター的機能につきまして、職員は中の業務もこなしたりしているわけですが、一生懸命外に出ており、職員の役割分担等も考えながら、より学校の外のことも中のことも円滑に進むよう進めていきたいと考えております。

また、親の訴えにつきましても非常に切実なものを感じておりますので、いろいろな部分で皆様からの御意見を頂戴しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ委員の皆様から、この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 ことしは戦後 75 年の年であります。8 月 15 日、第二次世界大戦終了、日本が無条件降伏をした日から 75 年であります。そういう時の流れの中で、来る 3 月で東日本大震災津波発災から 10 年を迎えます。このような中、発災から 4 年後、岩手県立大学宮古短期大学部の懇意にしております先生から電話がございまして、岩手県の復興計画を

学生たちに説明してほしいという申し出がありましたので、出かけて説明をさせてもらいました。その夜、久しぶりに夕食を共にしたのでありますけれども、その際、先生から今までに聞いたことがないようなお話を伺いまして、驚いたところでもあります。

それは、このごろ、男子学生に元気がないという話でありました。どういうことなのか聞きましたらば、女子生徒をどういうときに、どういう場所にデートに誘ったらいいのでしょうかと先生が聞かれるという。これにどう答えたかまでは聞きませんでしたけれども、今まであまり聞いたことがない話で、そのときは、まあまあ、そうですかねとお別れをしたのですが、よく考えてみますと、少子化の一丁目一番地の問題ではないのかと思います。男の子は元気がいいのか、そうでないほうがいいのかはともかくとして、男女の出会い、i-サポなんてやっていますけれども、これはそれ以前の問題ではないのか。そのように思うと、これは大変だと思いました。家庭教育なのか、あるいは学校教育なのか、誰かが教えていかなければならないことなのではないか思うのですが、非常に微妙だと思うのです。

戦後 75 年と言いましたけれども、戦後すぐのころは、みんなが生きるのに一生懸命で、それがだんだん復興がなり、成熟する社会になってきて、それぞれが個人を尊重し主張するようになってきて、その結果、もちろんあってはいけないことですが、セクシャルハラスメントの問題でありますとか、あるいはパワーハラスメントとか、戦後すぐのころにはなかった問題が起きてきて、その結果、男子学生が萎縮をしているのではないかと心配しております。

これは、学生が先生に聞いたように、私から県教育委員会の教育長に聞いたからといって、すぐこの場で答えが出るわけではないと思いますが、どこかでみんなが、もちろんパワーハラスメントもあってはいけないこと、セクシャルハラスメントもあってはいけないこと、ただその中で萎縮をしてしまって、アプローチを諦めるようなことがあっては伴侶に恵まれることがないままで、肝心の子供が生まれてこないことの一丁目一番地なのではないかと思ったところです。今この場で答えは出ないと思いますが、みんなで伝えていかなければならないものはいっぱいあると思うのですけれども、これも大事な点だと思うので、教育長、ひとつ御所見をお願いします。

○佐藤教育長 伊藤委員の今の御質問、本当にどのようにお答えしたらいいか、大変悩みますけれども、確かに少子化が進んでいる。なかなか結婚ができない、あるいはしないと言っては語弊があるかもしれませんが、そういう社会となってきている。本県は県土面積が広くて、いろいろな産業とか、なりわいを持って生活しているわけですが、まずは生まれてから、家庭で育てて幼児期、小学校、中学校、高等学校、そして大学、社会人と一生を過ごしていく。その中で、生涯の伴侶を見つけて結婚し、子供を産み、育てていく、そういう人間としての一つの人生をいかに過ごしていくか、そこには、委員がおっしゃった出会いとか、また、それが結婚に結びついて、そして子供が生まれるということになると思います。そのようなことで、私は、生まれてから育てていく段階において家庭教

育、学校教育などを受ける中で、一人一人がどのように人生を生きていくのかを考えてみるのもよいのではないかと思います。

今世の中が便利になり過ぎて、スマートフォンとか、いろんなICT機器があり、コミュニケーションをとるにしても機械を通してとかになってしまっていますが、やはりそこはお互いに直接話をしてコミュニケーションをとることにより、そこから出会い、つき合いに発展していくと思うのです。今コロナ禍で、人がディスタンスをとるようになっていて、不幸な時代だと思うのです。そういう中で、どう生きていくかに、家庭なり親や、また、学校教育がどのような形でかかわっていけばいいのか。私は、人とかかわっていくことは、全てにわたって、社会人になってからも当然必要なことだと思いますので、そのためにも本当に早い幼児期から理解をしてもらうことがより重要ではないかと思います。やはり人間としての生き方が改めて問われると思います。

岩手県はすばらしい自然環境と地域性として結いの社会というところがありますから、岩手県だからこそこできることにつなげていき、みんなが充実した人生を送れたらいいなと思います。少子化や高齢化社会を迎えても、すばらしい人生を過ごせるよう、県教育委員会も教育を通じてかかわりを持っていくことが大事だろうと思います。まとめることができない、取りとめのない話になってしまいましたけれども、そのように感じております。

○伊藤勢至委員 聞くほうの聞き方が悪かったのかもしれませんが、これは難しいのですけれども、大事な問題だと思っております。戦後75年、こういう中で、いまだかつて聞いたことがないようなことが、本県ではありませんけれども、全国的に起こっているのではないか。それは尊属殺人、つまり親が子をあやめる、子が親をあやめる事件として見えてまいりました。例えば、炎天下に車の中に2人の子を置いて親がパチンコ屋に行き、10時間ぐらいたって戻ったら、もう子供がぐったりとなっていて、脱水症状で死んでしまっていた。あるいはまた、同じように車の中に子を置いたまま、親が酒を飲み歩いて、翌朝帰ってきたときには、やはり脱水症状で子が亡くなっていたとか。そのようなことは、未必の故意といひまして、殺す気はなかったといっても、親とはいえ、結果的には殺人だと思うのです。そういうのを頻繁に耳にするようになってくると、もちろん本県はありませんけれども、命を大事にすることや親としての義務、あるいはしつけといったことがどうも受け継がれなくなってしまったのではないかとの思いがしております。そのようなことは人間として最も大事なことではないか。

年を重ね、天寿を全うして、老衰で亡くなる、それはもう自然の摂理ではありますが、しかし新しい子がこの国に、この県に生まれてこない以上、将来は暗いと思いますので、そのようなところをまずは教育の根っこに置いていただいて、子供が生まれてくるような環境をつくることを大事にして今後も教育に携わっていただきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 まず、部活動における事故であります。県立高校で9月16日に発生した部活動中の事故の状況ですが、その後の情報がないものですからこの場でお伺いしますが、けがをした生徒は回復に向かっているのか、また、後遺症等はないのか。一方の当

事者である、加害者という呼び方は適切ではないかもしれませんが、その生徒の状況はどうなのかをお伺いします。

○清川保健体育課総括課長 県立学校で発生した事故の件でございます。けがをした生徒は2名おりまして、1名は事故当日に治療を済ませ、その後、登校しております。もう一人の生徒は、現在病院で治療中でございますが、一般病棟に移りリハビリを始めていると伺っております。

ハンマーを投げた生徒ですが、心のケアが必要な状態でございます。丁寧に寄り添って指導するよう対応しております。生徒の精神面の回復を優先して対応しております。

○城内よしひこ委員 このような事案はまさに忘れたところにやってくると言っている事案です。忘れたところとは、ちょっとしたすきとか、顧問の先生が練習についていなかったときなどで、やはり顧問の先生方にも一定の責任はあると思うのです。こういった状況をつくってしまったのは、まさにアクシデントではなくて、インシデントだと言わざるを得ません。私も柔道経験者ですが、柔道とか危険なスポーツはあるわけで、四六時中顧問の先生がついているとは言いませんけれども、ついていない場合の現場の危険性を普段から認識する、そういった注意は徹底をするべきだと思います。そういう点が今回の事故には欠けていたのではないかなと言わざるを得ないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 委員御指摘のとおり、文部科学省が示した、運動部の指導におけるガイドラインに、顧問、教員、指導者が不在の場合、やむを得ず練習、活動に立ち会えない場合には、他の顧問、教員との連携、協力を行ったり、あるいはあらかじめ顧問の教員と生徒の間で約束された安全に十分留意した内容や方法で活動することと明記されたものがございます。このあたりを再度周知徹底していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 まさにこれは大ごとに至ってしまったのだけれども、命に別状がなかったことは、よかったですと思いますし、願わくば後遺症等が残らないでほしいと思いますが、ある意味、警鐘だったと思って、今後こういったことが起こらない体制づくりを県教育委員会として行ってほしいと思います。ぜひその点についてはお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○清川保健体育課総括課長 今回の件を受けまして、事故発生後、県立学校、それから市町村教育委員会に対しまして、体育活動中の事故防止の徹底について通知を行っております。あわせて、県立学校における陸上競技投てき種目の活動状況ですとか、競技用具について実態調査を行いまして、破損等不備が確認された場合には直ちに使用を中止するように指示しております。今後も安全、安心な部活動が行われるように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 ぜひその点についてはお願いしたいと思います。コロナ禍でなかなか部活動ができない中であって、生徒たちが独自の練習をやっていることもあるかもしれませんが、当事者である生徒にも、そういった状況であることを周知して、先生方もさるこ

とながら、生徒にもそういう状況をつくってほしい。先生方はこのような経験をして、一定の理解をするかもしれませんが、生徒たちはどんどん新しく入ってきます。そういう状況を常に入部時点で周知徹底をさせていかないと、今回のような事故が起こると考えています。負の連鎖にならないようにお願いします。

次に移ります。今回のコロナ禍における県立高等学校入学者選抜について、生徒たちの学習量も含めてですが、県立高等学校入学者選抜は従来どおり行うものと考えており、検査会場であったり、いろいろな対策は今後考えていくものと思っています。生徒たちの習熟度も含めて、しっかりした体制はつくれる状況にあるのかをお伺いしたいと思います。

○須川高校教育課長 県立高等学校入学者選抜についてでございますが、新型コロナウイルス感染症によって本検査を受験できない志願者のための追検査日を、当初の予定から繰り下げるなどの日程調整をまず行いました。推薦入学者選抜では、各種大会等が中止になっている状況を考慮して、各高等学校の推薦基準等の見直しを行い、一般入学者選抜では、検査当日の日程を見直しして、休憩時間を長くし、また、受験者の感染リスクを減らすため、面接を実施しないこととしました。

入学選考料についても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した志願者については、東日本大震災津波等の被災者と同様に、免除申請できることとしております。今月下旬の中学校及び高等学校を対象にした入学者選抜説明会では、入学者選抜の実施内容とあわせて新型コロナウイルス感染症に伴う変更点を詳しく説明し、混乱が生じないように取り進めてまいります。

○城内よしこ委員 子供たちが新型コロナウイルス感染症に感染した場合、今回の一般質問等でもありましたけれども、最長30日ぐらい入院をするという可能性もある中にあって、入学者選抜の検査の機会を損なうことのないよう丁寧な対応をしてほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○須川高校教育課長 先ほど御説明しましたとおり、追検査の日程を4日繰り下げたことについてですけれども、実は最初の予定でありますと、本検査を受けられなくて追検査を受けようとしたときに、まだ受けられる状態ではないような生徒が出る可能性が高かったことから繰り下げたものです。4日間繰り下げることによって、本検査を受けられなかったかなりの生徒は追検査を受けることが可能になると考えております。これは、文部科学省の令和3年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aで、10日間ぐらい空けることで大学入試等の試験を実施してよいとありましたので、それを参考にさせていただいております。ゼロになるかどうかはわかりませんが、できるだけ受験生が本検査もしくは追検査を受けられるような日程としたところでございます。

○城内よしこ委員 インフルエンザが流行する時期でもあります。ぜひその辺のしっかりとした対応をお願いをして、終わります。

○千葉盛委員 まず、県立高等学校のエアコンの設置についてお伺いします。一般質問でも議論されておりましたけれども、9月の臨時会に提出されたように、前倒しで整備する

校数がふえたことはよかったと思います。ただ、エアコンの設置について対象とならなかった高等学校の保護者や関係者などからは、いつ設置されるのか、明確な方針を示してほしいとの声が多数ありました。

そういった声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。今回エアコンが入らなかった学校への今後の設置予定について、関係者の方々へこういった形で伝えていくのかをお聞きします。また、設置状況にできるだけ差が生じないように、なるべく早い時期にという表現ではなくて、残りの高等学校へも一気に設置できるような努力をすべきだと思いますが、御見解をよろしくお願ひします。

○**新田学校施設課長** 県立高等学校へのエアコンの設置についてであります。これまでの経緯を簡単に述べさせていただきますと、県教育委員会では県単独予算によって計画的に整備を進めていく方針のもとで、令和2年度の当初予算において、県南地区の14校に係る設計費を措置し、令和3年度の整備を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、その対策としてエアコン設置につきましても国の交付金を活用できることになったことから、新型コロナウイルス感染症の感染予防でマスクを着用する生徒が授業を受けやすい環境を整えるために、まずは1学級に40人程度在席する13校について、当初の計画を前倒しして整備することとし、さきの県議会臨時会において議決いただいたところであります。

これまでの経緯、そして今後の整備方針につきましては、全ての県立学校が集まる会議などで丁寧に説明を行っており、学校現場の理解のもとに進めております。また一方で、残る未整備校につきましてもエアコンを設置する方針でありまして、ことしの夏の学校現場の実態を重く受けとめ、生徒の健康を最優先に考え、可能な限り早期に整備できるように総務部と相談しながら検討を進めております。

○**千葉盛委員** 早期にということ、確かにこの間のいろいろな答弁でも、なかなか時期は示せないとのことでしたが、対象とならなかった学校の保護者はその時期をかなり気にしております。そしてまた、次に何校、次に何校と整備を行うのか、それとも一気にと考えているのか、その辺について、今言える範囲でお答えいただければと思います。

○**新田学校施設課長** 昨年度、当初予算で設計委託料を予算要求したときには、おおむね5年程度でブロックごとに設置しようと考えておりましたが、今回、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることになって、全体の前倒しもできましたので、おおむね3年程度と見通しが出てきたところです。委員御指摘のとおり、いわゆる格差が生じないように、残りの全ての学校も5年から3年、3年から2年と期間を短縮して何とかできないものかと、いろいろ知恵を出し汗をかいておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○**千葉盛委員** 次に、城内委員も質問され、重複してしまうかもしれないのですが、聞き漏らした点がありますので、私も通告どおりに質問させていただきます。

県立盛岡農業高等学校で、ハンマー投げによる事故が起きてしまいましたけれども、そ

の原因調査、また生徒たちの状況、そして事故後の部活動の安全対策の対応について、まずお伺いします。

意図するところは、陸上競技以外のほかの部活動も含めて、安全対策をどのように考えているかということです。他校においても同様の事故が起こる可能性があり、ほかの部活動も含めて、生徒たちが安心して部活動が行えるように、少しでも危険性のある施設があれば、施設整備、修繕、改善をしっかりと行って、事故リスクを軽減していくべきだと思いますが、事故を受けて、今後の施設整備の取り組みをどう考えるようになったのかをお伺いしたいと思います。

あわせて、現在の、施設整備の要望数とか、対応状況とか、事故が起こる危険性がある場所をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○清川保健体育課総括課長 まず、事故にかかわった生徒の状況についてでございますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、1人は現在も治療中でございますが、1人は通常登校しております。ハンマーを投げた生徒は、精神面の回復を優先するという状況でございます。また、事故現場にいた陸上部のマネジャー2名については、事故直後は心のケアが必要であったということでしたが、現在は通常登校しております。

現在、学校において原因の調査中でございます。ハンマーを投げた生徒の精神面の回復を優先していることから、聞き取りがまだできない状況でございます。

先ほども申し上げましたが、事故後の安全対策については、県立学校及び市町村教育委員会に対して体育活動中の事故防止の徹底について通知いたしました。投てき種目について調査を行っておりますが、それ以外の競技についても用具の破損等の状況ですとか、グラウンドや体育館の使用状況、危険な状況にないかどうかを調査して、必要な対策を講じたいと考えております。

整備につきましては、緊急点検を行っておりますので、点検結果を踏まえまして、全ての学校で安全、安心な活動が行えるように対策を進めたいと考えております。

○千葉盛委員 あと、ハンマーを投げてけがをさせてしまった、加害者となってしまった生徒は学校に通っているのかを質問します。

○清川保健体育課総括課長 学校の情報によりますと、現在は登校できない状態であるということです。

○千葉盛委員 施設整備について、陸上競技以外もしっかりと調査をしていただきたいと思っておりますし、これにかかわらず、多分常日ごろこんな危険があるということでの施設整備や用具の要望があると思っておりますので、少しでも事故リスクを軽減できるのであれば、それにこしたことはありませんので、整備に係る予算措置をしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○新田学校施設課長 委員がおっしゃいました部活動に係る施設設備についての学校からの要望と、その対応の状況についてであります。毎年度、おおむね40校程度の学校から整備要望が来ております。それを踏まえまして、設備等の老朽化の状況、そしてあとは競技

ルール改正に伴う競技用具の変更など、その緊急性、必要性、優先度等を考慮しながら、計画的に整備を進めております。今回の部活動中の事故発生を受けまして、先ほど清川総括課長が答弁いたしましたけれども、各校において競技用具等の安全点検を行っておりますので、その結果を踏まえまして、早期に整備が必要なものがあれば適切に対応したいと思っております。

○千葉盛委員 最後、三つ目なのですが、再発防止岩手モデルの策定についてお伺いします。これも一般質問でも出ておりましたけれども、県立不来方高校バレー部の生徒自死事案について、再発防止岩手モデルの策定が進んでいると思っておりますけれども、その進捗状況をお伺いしたいと思っております。また、あわせて生徒を自死に至らせてしまった顧問の処分がどのようになっているのかをお伺いします。

○高橋県立学校人事課長 まず、再発防止岩手モデル策定の進捗状況でございますけれども、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会の調査報告書受領後、7月30日に教育委員会臨時会及び総合教育会議臨時会を開催しまして、その中で教育委員などからも、モデルについての御意見なども頂戴しております。

また、8月3日には臨時の県立学校長会議を開催いたしまして、教育長から全校長に対して、自殺予防教育とか、部活動指導のあり方を点検して、速やかに改善に着手するよう話をしております。その中で学校から、ボトムアップ、いわゆる教職員も主体的にこの策定に参画し、かかわっていききたいとの声を頂戴しました。

そのことを受けまして、9月3日にはスポーツ庁を訪問いたしまして事故を報告するとともに、再発防止「岩手モデル」策定委員会について、外部委員のことも含め、御助言をいただいております。それを受けまして現在、再発防止「岩手モデル」策定委員会に御参画いただく外部委員について、どんな領域で、どういう方に御参画いただければいいのか、選定、調整を進めてております。

それから、顧問の処分についてでございますけれども、さまざまな関係者から聞き取りをし、そしてさらには本人からの聞き取りも行い、事実をしっかりと確認した上で進めていかなければならないと考えておりますので、現時点でいつまでにとはまだ申し上げられない段階でございます。

○千葉盛委員 最後に1点お伺いしますけれども、当初は策定委員会の設置、たしか9月中と資料に書いてあって、その目標設定がずれ込んでいる状況だと思っておりますけれども、設置がいつまでというめどがもしあれば、お願いします。

○高橋県立学校人事課長 委員御指摘のとおり、9月中を目標で頑張っておりましたけれども、人選とか調整で時間を要してございまして、できるだけ早く設置したいとは考えております。

○柳村一委員長 この際、午後3時10分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○千葉絢子委員 私からは3点お伺いしたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症に感染した際の情報提供のあり方について、教育の現場で懸念されることという観点から質問したいと思います。御存じのとおり、岩手県は非常に感染した人の数が少なく、報道の際の匿名性が危うい状況にあります。これは、おととい一般質問で千葉秀幸議員が指摘したとおりでございまして、人権侵害に当たる部分もあるのではないかと、非常に憂慮される状態であります。

個人情報、在住市町村名まで本当に出すべきかと私の会派でもいろいろ議論しておりますけれども、生徒本人、児童本人が感染した場合で、学校の消毒作業などが外部に見えてしまうことは仕方がないとは思いますが、今心配しているのは家族が感染した場合です。

例えば、この間は滝沢市に住む公務員、女性、20代のような公表でしたけれども、盛岡市の場合盛岡市に在住の公務員は本当にたくさんいるわけで、匿名性はある程度高くなるかもしれませんが、一般の会社員だったりしたときに、エリアらしきもの、それから小さい町や村であれば、個人の特定が発表から数時間以内にされてしまうような状況で、本人は名前とかは出ないですけれども、そこに子供がいた場合、あそこのお父さんだった、お母さんが感染したらしいとなると、多感な年代の子供たちは、学校に通えなくなってしまうのではないかと心配の声が上がっています。

私たち議員は、本人が感染した場合、氏名が公表になりますが、私も子供が3人おりまして、それぞれ小中学校に通っておりますので、地域の学校にそのまま通い続けることができるのか、いじめなどのターゲットにならないかと家族会議をして、本当に申しわけないとそのような状況になった際の了解はとっておりますけれども、一般の方の家庭で考えると忍びないと思っております。

千葉秀幸議員も一般質問で御紹介していたとおり、他の都道府県では匿名性を高めて、1日の感染人数のみとか、あとは発表の情報のレベルをちょっと下げて、どこの保健所管内にとどめて、市町村名などは公表しない方針をとっているところもありますし、当初公表していた青森県も、どの保健所管内と、少し範囲を広げて特定されにくい形での発表に後から切りかえました。

学校現場で、子供たちが差別などの被害に遭わないように、教育と指導を徹底しているとはいっても、やはりそれには限度があります。なので、学校現場でこういう懸念があるということ、県の新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議の際に、ぜひ教育現場からの声としてお伝えいただいて、何とか個人情報を守る動きに持って行っていただけないかと常日ごろ感じておりますが、子供たちの学習環境、生活環境、地域での社会での生活を守るという観点から、今、発表されている情報について、県教育委員会としてはどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 県内で新型コロナウイルス感染症患者が確認された場合の情報の取り扱いでございますが、委員からの御案内のとおり、地域での感染症の蔓延防止、ある

いは県民の安心、安全を確保する観点から、感染症に係る発生状況について保健福祉部において公表しているものでございます。

公表の内容につきましては、感染拡大のリスクを総合的に判断して、感染者の特定に至らない範囲の感染者情報として、年代、性別、そして委員からお話がありました居住地、そして職業について、これまでは公表しておりますが、これは本人の同意を得ながら公表しているものでございます。

公表に当たりましては、感染者等の特定による偏見、差別、事業者等への風評被害が生じることのないよう十分個人情報やプライバシーの保護に配慮すること、そういう方針で公表しております。

県立学校の児童生徒については、幸いこれまで感染が確認されておりませんが、仮に確認された場合の公表に当たっては、個人が特定されないよう、家族も含めて個人情報に配慮し、適切に情報公開、公表をしていくことが必要と考えております。

御質問の中で市町村名の公表のことがありましたが、一般質問で保健福祉部からの答弁でもあったかもしれませんが、市町村との申し合わせにもとづいて市町村名を公表しているということです。それは、消毒等の防疫措置なども市町村が実施する場合があることも踏まえて、市町村と申し合わせをした上で市町村名を公表しておりますが、発表する、公表する場合には、やはり第一に個人情報に配慮して情報公開に努めていくことが必要だと考えております。

○千葉絢子委員 私の知人というか、山形県で第1号の感染者の御家族がおりますが、感染が発表された翌日の朝までに、感染者の奥様が自死されました。家族に対して、いろいろな周囲の目とか、嫌がらせが初期はととても多くて、不安を抱えて暮らしていたそうですが、今の岩手県にも同じことが言えると思います。このようなことが多感な子供たちの世代にあった場合に、もしかするとまた不幸な案件が起きかねないこともありまして、慎重に情報提供のあり方について、いま一度、県の新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議でも検討していただくように、県教育委員会からも何とか申し入れというか、御発言をいただきたいと思っております。この点について、教育長に一言頂戴したいと思います。

○佐藤教育長 実は、私どもも日々、PCR検査等を受けた児童生徒、あるいは教職員について、公表可能な範囲の情報収集に努めております。私どもの対応の準備も必要でございますから、そういうやり方を行っています。これまで多くの教職員、それから児童生徒が検査を受けています。幸いまだ感染者は確認されておりませんが、これまでの中では、もう確実に感染が確認されるのではないかと思われる事例もございました。そういうときは、地元市町村教育委員会と情報共有を行い、当該市町村で本部会議を開いて、公表の対応、学校の消毒、あるいは接触者のさらなる追加のPCR検査の実施など、そういったものをあらかじめ事前にすり合わせをしております。委員から御指摘のあった、どこまで公表するのかも、実はあらかじめ備えをしております。先ほどの渡辺教育企画推進監からの答弁のとおりに対応方策をとっておりますが、誹謗中傷につながるとか、さまざまな個人

情報の取り扱いについては留意が必要で、今後も、そこは保健福祉部サイドと調整を進めてまいりたいと思います。

○千葉絢子委員 新型コロナウイルス感染症の感染による死者ではない不幸な死者を出してはいけないと思っておりますので、情報の出し方については、いま一度御検討いただきたいと思っております。

次に、教育と福祉の連携についてお伺いしたいと思います。一般質問でも、困窮家庭の支援のため、学校現場から福祉現場への情報提供に向けた仕組みをつくっていただけないかと質問させていただきました。そのときには、現在も取り組んでおり、学校と関係機関の緊密な連携を図って問題の解決に当たるよう支援していくと教育長から答弁をいただいております。子供の貧困対策プロジェクトが県内の五つの市と町で今年度実施をされています。それは、盛岡市と紫波町、遠野市、陸前高田市、そして大船渡市なのですけれども、校長先生の理解を得られた学校が福祉サイドに情報提供を行い、より身近なところでその支援策について福祉の現場からアウトリーチをして、実際の支援につなげていくという取り組みが始まっています。

ただ、個人情報への過度な配慮から、支援につなげるための情報提供さえためらってしまい、学校側が、自分たちが福祉サイドに告げ口したような取られ方をすることを懸念していて、その責任の所在、学校単位で本当に個人情報を守り切ることができるかを心配していることから、取り組みが広がりにくいという問題を抱えています。

それで、盛岡市の場合は、個別に支援に当たっているフードバンク岩手が学校の校長先生と個別に面談することを、7校ぐらいで今年度行っているわけなのですけれども、法的には、子供の貧困救済については個人情報の保護は適用されず、積極的にその情報を提供すべきとの考え方も示されているようで、厚生労働省においても制度設計が進んでいると聞いております。これまでの仕組みは、申し入れに沿って出現している問題に対応する、出てきた芽に対して対処することだったのですけれども、改めてNPO法人など、実際に支援に取り組んでいる方々が公的な機関との連携で情報を得てそこから手を差し伸べられるように、アウトリーチ型の取り組みを推進していくことが本当に子供の貧困の解決というか、今々食料支援を必要としている家庭への行き届いた支援につながっていくのではないかと感じております。

ちなみに、フードバンク岩手は、岩手県社会福祉協議会と連携して、長期休暇中にその支援を必要とする家庭に食品を届ける取り組みを行っているのですけれども、昨年度は785世帯、2,633人が対象でした。そのうち100世帯について支援機関の担当者が直接そのお宅に訪問をして、支援につながったと言っております。今年度は昨年度の2倍、その支援を必要とする家庭がふえているようなデータも出ておりますので、各学校現場と福祉が連携しやすいような仕組みを進めていただけないかと思うのですが、この点について所感をお伺いしたいと思います。

○木村学校調整課総括課長 教育と福祉の連携につきましては、各市町村の要保護児童対

策地域協議会を中核としながら、関係機関が子供の養育に困難を抱えている家庭についての情報共有を行うなど、緊密に連携を図っております。学校においては、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、支援を必要とする児童生徒や家庭について、福祉機関等の専門機関に情報を提供するなど、支援に向けた環境を整えております。

さらに、近年、学校を核とした地域づくりとして整備が進んでいるコミュニティー・スクールの推進を通して、地域と連携した協同活動を進めており、その中で学校は、民生委員等、地域住民や団体等の協力を得ながら、子育て支援や家庭教育支援の充実に努めているところです。

これは、以前の答弁と同じなのですが、ただいま委員から御紹介がありましたプロジェクトにつきましては、私どもも初めてお聞きしたものですから、その情報を収集しまして、こちらでも現状を変えていきたいと考えております。

○千葉絢子委員 そこから見えてくるものと、実際は、隠れて見えていない部分が結構多いと思います。支援のメニューについても、親自体も知らないこともありまして、また届けたい家庭に限って、なかなか連絡がつかない実態もあります。私の父も民生委員をやっております、あちこち回ってはいるのですけれども、今回の国勢調査も含めて、いつ行ってもいない、そして情報を知りたいのだけれども、情報をとれない世帯も結構あるように聞いておりますので、何とかその仕組みづくり、民間の手も借りながら、うまくつくっていただきたいと思います。と思っております。

生活保護受給者の子供は、4分の1が将来生活保護を受給するようになるというデータもありますので、連鎖をさせないために、学校現場が日ごろ子供たちと接している中で手を差し伸べられることはたくさんあると思うのです。なので、今回、実施している市町村の事例もお聞きになるとのことでしたので、来年度以降の拡大につなげていけるように、ぜひ関係団体からもお話を聞いていただければと思います。そちらを要望して終わりたいと思います。

あともう一点です。小学校におけるプログラミング教育の必修化に伴って、学校現場も大変なのではないかとのお話が当委員会でも出てきております。関連して、プログラミング教育の学校現場での負担を減らすために、市町村立学校の施設を、例えば放課後児童クラブを運営している民間の団体などに貸して、そこで少しプログラミングの教育をやりたいとの申し出が、NPO法人からですけれども、県内の自治体にもあったそうです。ところが、収益事業には施設を提供できないとのことで、うまくいかなかったという話をお伺いしました。収益事業との話ではありますが、子供たちの居場所、放課後児童クラブも、例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大による長期休暇の場合は柔軟な対応をとることで、学校をちょっと開放してくれないかとの動きもあったり、地域全体で子供を育てるような教育の多様化や、協働を考え、民間の力も借りながら、子供たちが身につけなくてはならないプログラミングなどICTの知識習得を進めていくことは私は意義があるのではないかと考えております。熱意のある民間が学校の先生方と協力して地域の子供たちの

将来を開いていけるような、そういった取り組みを後押しする場をぜひつくっていただけないかと思うのですけれども、その条件整備に向けた可能性と、今の所感についてお伺いしたいと思います。

○**中川学校教育課総括課長** プログラミング教育につきましては、主に論理的思考を育んだり、各教科等での学びをより確実なものにすることを狙いとしておりまして、まず各学校においては指導計画に沿って、学習指導要領に明示されております数学ですとか、理科の授業実践を中心として推進しております。一方で、今御指摘いただきましたように、全国を見たときには、放課後などのいわゆる授業以外、教育課程外で、学校を会場としてさまざまな団体と連携をしたプログラミング体験の機会を提供している事例があることも承知しております。

学校の施設の開放に関しましては、学校運営に支障がない範囲で設置者である市町村教育委員会において判断し実施しており、体育館等の開放などが進んでおります。一方で、先ほど委員からも御指摘がございましたように、その場合のルールとして、営利目的ではないことですとか、パソコンルームなど、施設の破損のおそれがある場合ですとか、セキュリティ面を考慮してお断りしている事例もあるのではないかと認識しております。

県教育委員会といたしましては、そういった市町村の動きについて情報共有をしっかりしていきながら、授業だけではなくて放課後などのさまざまな学習機会を通じまして、プログラミング教育の実践を推進したいと考えております。

○**斉藤信委員** 私は、きのうの一般質問で、県立不来方高校のバレーボール部員の自死事件を、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会の調査報告書にもとづいて取り上げました。きょうは、盛岡市内の中学校における陸上部の顧問による不適切な指導によって退部に追い込まれた、極めて重大な精神的打撃を受けた事件について取り上げます。既に県教育委員会に学校事故報告書が提出されていますので、この不適切な指導の中身をまず最初に示していただきたい。

○**金野小中学校人事課長** 当該市町村教育委員会から事故報告書の提出を受けておりまして、それによりますと、陸上部に所属していた被害生徒に対し、大会直前に理由を言わずに帰宅させ、被害生徒1人だけ練習をさせなかったり、練習に参加させていないにもかかわらず、さっぱり練習に来ない、サボっていると事実とは異なる内容を伝え、ほかの教員や生徒に間違った印象を与えたりしていたとされております。また、大会のときに被害生徒1人だけ移動バスに乗せなかったことや、指示に従わないと言って、幾度となく、みんなの前で大きな声で叱責したとされております。

○**斉藤信委員** 実は、この生徒はいわてスーパーキッズの出身で、陸上部の活動でも県大会で1位、2位など、将来を本当に期待された生徒でありました。しかし、1年生の時期に陸上部顧問から、今話があったような不適切な指導がありました。被害者の家族は、これはもう虐待とも言えるものだったとの指摘もしておりまして、盛岡市教育委員会でも虐待と言われても仕方がないというような事態とのこと。本当に驚くのですけれども、

肉離れをしているときに走れだとか、あとは県中学校総合体育大会、盛岡市中学校陸上競技大会、東北中学校陸上競技大会に出場するような選手ですが、これらの大会に参加するときに1人だけ、選手用バスに乗せない。盛岡市中学校陸上競技大会のときには、応援団のバスに乗せる、その種目だけ走らせる。本当に、考えられないような、こういう対応をし、この生徒は友達とつき合うことができないというような中傷を振りまいて人格も傷つけるというものであります。

この件について、父母がこのような内容を訴えたのは3年生の卒業間近のときです。父母は学校には子供を人質にとられているようなものと思ってしまうので、そのときすぐには訴えられない。しかし、卒業間際に、この問題を学校に調査してほしいと伝え、2年間にわたって調査が行われました。この被害家族は弁護士も立てて、徹底した調査を盛岡市教育委員会と協力して行いました。2年間の調査を踏まえて出されたのがこの事故報告書です。

被害者と私は、8月7日に、この事故報告書が提出されたことを踏まえて厳正な処分を県教育委員会に求める要請も行いました。そのときに、この家族はこう言いました。陸上部活動でも県大会で1位か2位で、スポーツ活動に希望を持って臨んでいました。しかしこの教諭により、その夢と可能性を奪われました。陰湿、悪質な教諭のハラスメントは、執拗に継続的に行われ、この生徒はカウンセリングを要するほど精神的に追い込まれ、陸上競技をやめるに至ったばかりでなく、大好きだったスポーツもできなくなりましたとのことです。

事故報告書の中には退部に追い込まれたことまでしか書かれていないけれども、生徒が受けた打撃は、そういうものだった。この事故報告書では、なぜこういう顧問教師による陰湿で悪質なハラスメントが継続して行われたか、その要因、背景はどのように書かれていますか。

○**金野小中学校人事課長** 事故報告書によりますと、当該教諭の指示や指導を被害生徒が素直に受け入れないことで否定的な見方をするようになり、不適切な指導に及んだとされております。部活動指導の把握や、管理監督が不十分であったとのことであり、上司への報告、連絡、相談体制が徹底されておらず、適切に行われていなかったことに加え、学校としての情報共有や組織的対応が十分に機能していなかったことが要因であるとされております。

○**斉藤信委員** 今の答弁には不正確な内容があります。生徒が従わなかったとされている顧問の指示の中身には根拠がないのです。この生徒は、いわてスーパーキッズで専門的な練習のメニューを学んでいますから、例えば肉離れの状態で走るなんてことはやらないわけです。指示に従わないのは当然なわけです。だから、事故報告書に書いているけれども、この顧問教師が気に入らない生徒を排除をする、差別をする、それが事実です。事故報告書の中で、この教諭の行動特性が指摘をされていますが、どういう行動特性でしたか。

○**金野小中学校人事課長** 事故報告書によりますと、被害生徒の心身の状況や思いに寄り

添うことなく、自分のこれまでの指導の実績、そういったもののおごりとか過信、誤った認識があり、傲慢であったことが問題点とされております。

○**斉藤信委員** 私が正式に答えましょう。書いてあることですから。この教諭については次のような行動特性があり、そのことをもとに不適切な指導が行われたと捉えられております。7項目ありまして、一つは、自分の思いどおりの練習をさせようと一方的で威圧的な行為を行い、生徒の状況や思いに寄り添わない。二つ、自分の意に沿わない態度をとる生徒に対して否定的な見方をし、教育的指導をとることなく、一方的に排除する。三つ、周囲に対し、実際と異なる生徒のよくない情報を吹聴する。四つ、生徒本人や保護者の思いを聞いたり、自分の考えを説明したりしない。五つ、反省する様子は示しながら、言動、行動が伴わない。六つ、上司や同僚に相談したり、意見を取り入れたりしない。七つ、自身の行為に対する認識、反省に欠けている。事故報告書で、このようにこの教諭の行動特性がはっきり書かれています。

そして、こう言っているのです。今回の一連の行為は、差別、虐待行為であると指摘を受け、実際に確認できた複数の行為は、そういった指摘を受けても否認しないものである。また、多くの行為が経時的に連続して行われていることから、当該教諭による不適切な指導は日常的に行われていたことも判明している。

本当にこの生徒の悩み、苦しみの深さ、そしてこの陸上部顧問の異常で、異様な対応がここにあります。この顧問教師は、実は指導において実績がある教師と見られておりました。優秀な選手を輩出したのも事実です。しかし、その中身は、スポーツ医・科学の到達点に立ったものでは全くありませんでした。我流でした。だから、自分の指示を聞かなかったら排除する。この陸上部で、こうした威圧的な指導によって辞めた部員は何人いましたか。

○**金野小中学校人事課長** 当該市町村教育委員会の事実確認によりますと、不適切な言動により退部に至らせられた生徒は、この被害生徒以外に3名と認めております。

○**斉藤信委員** ですから、本当に被害者は少なくなかった、本当にこれは深刻だと思います。これは、校長の管理監督が問われる問題です。この教師は、10年間同じ学校にいた。10年間同じ学校にいて、そういう状況を把握できなかった、しなかった。そして、体育教師、スポーツ関係者、こういう人たちも、そのような状況を知りながら放置し、率直に言えば加害者側に立っていたというのが実態です。正すのではなくて、加害者の立場に立っていた。構造的に誰も助けてくれなかった。その点について、どう受けとめていますか。

○**金野小中学校人事課長** 事故報告書によりますと、この事案を認識していた教員は数名おりましたが、このことを管理職へ報告することはなく、管理職は事案について認識していなかったとされております。

○**斉藤信委員** 管理職の認識がなかった、こういう言い方では全然だめなのです。管理職は、それを把握しなければだめなのです。報告がなかったから認識できなかったではだめなのです。この顧問の教師は10年間も同じ中学校にいたのですから。そして、わかっ

る範囲で本人以外に3人、そういう威圧的な、人格を攻撃するような指導で生徒が退部せざるを得なかった。本当に私はこれは深刻な問題だと思います。

県立不来方高等学校の顧問の場合にも、実力のある、そういう教師だったと言われていた。しかし、実態は、スポーツ医・科学の到達点を全く考えていなかった。県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の報告書でも、スポーツ庁の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインも正確に理解していなかったと厳しく指摘しているのです。この盛岡市内の中学校の顧問教師も、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを全然わかっていません。私は、校長がわかっていないのだと思うのです。だから、この問題は本当に根が深い。県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会は、ボトムアップで、こういう県教育委員会の方針は練り上げられなくてはならないと指摘しているわけです。

そこで、私は部活動のあり方についてお聞きしますけれども、部活動とは、学習指導要領でも、スポーツ庁の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインQ&Aでも、生徒の自主的、自発的な行動、取り組みと明記されています。岩手県の中学校において、部活動が強制されている、強制されていない、実態はどうなっていますか。

○清川保健体育課総括課長 本県中学校におきます部活動の加入につきましては、任意加入とする学校が、今年度は150校中28校で、割合にしますと18.6%になっております。

○斉藤信委員 私は、任意加入としているのは157校中4校という資料を9月25日にいただいたのだけれども、今のデータは違いますね。

○清川保健体育課総括課長 今申し上げましたのは、今年度、令和2年度の中学校の状況でございます。委員から御指摘の4校は、昨年度、令和元年度の数字かと思えます。

○斉藤信委員 実は、部活動が生徒の自主的、自発的な活動であるのは学習指導要領に明記され、県立不来方高等学校の事件があったので、私はいわて県民計画（2019～2028）の策定のときにも、教育の分野にきちっとここを明記すべきだと提言し、明記されました。しかし、去年は157校中4校、ことしは150校中28校しか任意加入になっていない。逆にいえば、強制になっているのです。圧倒的に県内の中学校は部活動を強制加入にしている。強制加入には、生徒一人一人の選択権がないのです。私は、人権を無視していると言ってもいいと思うけれども、何でこれが徹底されないのですか。

○清川保健体育課総括課長 岩手県における部活動の在り方に関する方針を昨年度8月に改訂いたしまして、9月にそれにもとづく取り組みについて県立学校及び市町村教育委員会に通知しております。そこで、各学校、あるいは市町村教育委員会では、それぞれの活動に関するガイドラインですとか方針を策定しております。

現在市町村教育委員会におきましては、ガイドラインあるいは方針の中に、自主的、自発的な参加とするという文言を既に盛り込み済みであったり、あるいは令和2年度中に盛り込む予定で改訂作業を進めておりますので、それに伴って各中学校では部活動加入の仕組みを変えらると思われ、今後、任意加入がふえていくものと考えております。

○**斉藤信委員** 県立不来方高等学校の事件があって、私は、部活動のあり方の原点に戻るべきだと、繰り返しこの場でも強調してきました。いわて県民計画（2019～2028）にも明記されました。もちろん学習指導要領にも書かれていることです。それが徹底されないのは、恐らく校長が認識していないからだと思うのです。校長の認識、受けとめが全くおこなわれているのではないか。だから、さまざまな事件があっても、まともに対応できていないのは、そこにあるのではないかと思います。

強調しますが、自主的、自発的な活動とはどういう意味かという、子供たちの自主性、自発性による、クラブ活動を通じて自治能力を養うことなのです。ところが、強制加入になったらどうか。自分の意思とは関係なく、どこかのクラブに入らなくてはならない。強制加入を支配するのは教師、顧問になってしまうのです。生徒の自主的、自発的な活動で、知恵を出し合って、協力し合って、自治能力を高めながら楽しく活動するのが部活動の本来の姿です。これは強制とは相入れないと思います。私は、強制加入よりもレベルの高い、そういう活動が求められていると思います。大体強制加入の発想は、部活動をさせていけば、いじめなどをしないのではないかという昔の発想です。そうではなくて、子供たちの自主性、自発性を最大限尊重してやる。顧問の教師は専門的なアドバイスを、子供たちが自分で考えて、活動の計画とか、練習の計画とかを立てて行く、それを支援する、援助する、専門的に指導する、これが本来の顧問のあり方だと思うのだけれども、いかがですか。

○**清川保健体育課総括課長** 改めまして岩手県における部活動の在り方に関する方針の周知徹底を図るとともに、昨年度から中学生のスポーツ・文化活動に関する研究会を立ち上げておりまして、今年度、実際の検討に入っております。その中で、教師の適切な指導というテーマと、それから自主的、自発的な活動という大きなテーマを掲げて議論している最中でございます。将来的に、学校の部活動での自主的、自発的な参加も含めて、生徒のニーズ、要望に合わせた活動がどのように提供されればよいのかを議論してまいりたいと思いますので、提言を求めながら周知することも予定しておりますし、そういった中で適切な部活動が進められるように努めてまいりたいと思います。

○**柳村一委員長** 短く。

○**斉藤信委員** 短くという話もありましたので。県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の調査報告書の本文を読みまして、私はこの提言の深い意味がよくわかりました。提言の意味が概要版ではよくわからなかった。三つの提言をしていますけれども、一つは、悩みや苦しみを抱えた生徒が援助を希求できる体制の構築。言わば学校に安全でないところがあるというSOSをあの生徒は発していた。しかし、誰もそれを受けとめることができなかった。死にたい、死にたいと周りに言っていたのです。それを本当に受けとめられなかった。だから、今私が取り上げたこの事件も、訴えたのは卒業間近の時期なのです。困ったときの支援がないのです。だから、困ったときにそういうことが受けとめられるような体制を真剣に考えていただきたい。

二つ目の提言は、生徒の主体性を育む指導体制の構築です。私は、この観点が大変大事だと思えます。ここでは問題点も指摘していきまして、県立不来方高等学校では、スポーツ推薦入学の生徒は3年間その部活動を行わなくてはならない。このことは、事件後見直されたと言っていますが、生徒会規則にはまだ残っている。こういう校則は見直さなければだめです。やはりいろいろなことがあって部活動をやめざるを得ないことはあるのですが、そうすると、この規定でいったら高等学校をやめなくてはならない。このように生き方を拘束するようなものは、きちんと是正される必要があるし、生徒の主体性を育む指導体制の構築を真剣に、今回の私の問題提起も含めて受けとめていただきたい。

実は、盛岡市教育委員会の事故報告書でもこのように記載しています。何とぞこの件につきましては厳正なる御処置をお願いいたします。県教育委員会の処分の基準案に照らしますと、私はここに当たると思うのです。不適切な言動、対応が特に悪質もしくは常習的な、または児童生徒が重度の精神的苦痛を受けた場合は免職もしくは停職。県立不来方高等学校の事案は、盛岡地方裁判所の第一審判決を受けて、減給1カ月でした。これは極めて軽く、皆さんの対応が間違っただから第2の悲劇が起きたと思います。盛岡市の教育長も厳正な処分をお願いしますと言っています。私はきっちりこれを受けとめて行すべきだと思いますけれども、最後にそのことを聞いて終わります。

○**金野小中学校人事課長** 提出された事故報告書をもとに報告内容の精査や事情聴取など、現在事実確認を行っておりまして、関係職員に対する措置についても検討しております。いずれ確認した事実をもとに適切に対応してまいります。

○**小西和子委員** 最初に、岩手県小・中学校学習定着度状況調査や岩手県中学校新入生学習状況調査の見直しについてです。岩手県教職員組合が6月に実施した県の小中学校、全部の訪問結果では、岩手県小・中学校学習定着度状況調査が中止になったことで、子供たちと向き合える時間がふえたと回答した学校がほとんどでありました。子供たちはテストに振り回されることなく授業に集中することができ、何より安心感を得られたことが大きかったと思っております。このことについて、教育長の見解を伺います。

○**佐藤教育長** ことしは新型コロナウイルス感染症対策の関係で、教育活動の内容変更であるとか学校行事の延期など、そのほかには教育課程の見直しであるとか、さまざま対応が求められてきております。また、新しい生活様式の導入に伴っての影響もあり、今後も継続していくこととしながらも、今年度の岩手県小・中学校学習定着度状況調査の教科調査を中止しております。

来年度については、今後の感染症対策がどのような形で推移していくのか、また教育活動の状況をどのような形で進めていくのかも注視していかなければなりませんし、あわせて、ことしは学校教育には大きな影響が出ていないことになってはおりますが、児童生徒一人一人の学習の定着の状況の把握、児童生徒のつまずきの状況等を見据えながら、その必要性等について判断していきたいと考えております。

○**小西和子委員** 調査の弊害について、私は何度も話をしていますけれども、1年間、子

供たちを振り回すような内容なわけです。岩手県小・中学校学習定着度状況調査のデータをもとに、県教育委員会から、県教育事務所から、そして市町村教育委員会から、ずっと学力向上を求められるわけです。教育の目指すところはそこなのではないでしょうか。違うと思います。

事前練習をしないでくださいと県教育委員会は言っていますが、しないでくださいと言ったって、校長がやれ、やれと言うのですもの、それぞれ校長会で順位が出るのですもの、そういうことになっていけば、もう競争に拍車がかかるわけです。事前練習をいつ行いましたかという問いに対して、夏休み中から前日まで取り組んだのは、中学校1年生85.7%、小学校6年生90.6%、中学校3年生52.4%、これが実態なのです。本来やるべき学習がゆがめられていることは、これからいってもわかると思いますし、全国的にもそれぞれの都道府県が行う調査は、4割の都道府県だったような気がしますけれども、ほとんど行っていません。

そんなことから、私は、岩手県小・中学校学習定着度状況調査や岩手県中学校新入生学習状況調査を見直して、調査ありきではなくて、教職員が主体性を持って、子供一人一人に寄り添って授業に取り組めるような職場環境をつくるのが大事だと思います。どうして今回これを取り上げたかという、新年度の予算編成の時期だからです。予算編成前の質疑は、きょうが最後かと思って取り上げました。本当に岩手県の子供たちの能力を伸ばすのであれば、この岩手県小・中学校学習定着度状況調査をやめるべきだと思います。どのように検討しているかは、先ほど教育長からお話があったことと同じなのではないでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 現在の検討状況でございますけれども、これまでに担当課長が中心となりまして、全ての市町村教育委員会を直接訪問しまして、岩手県小・中学校学習定着度状況調査のこれまでの市町村における活用方法ですとか、今後のあり方、教員の負担等につきまして意見交換を進めてきております。

意見交換の中では、岩手県小・中学校学習定着度状況調査につきまして、児童生徒一人一人のつまずきの把握や授業改善に活用しているといった意見があった一方で、採点業務や調査結果処理に係る負担が大きいですとか、調査結果のフィードバックまで時間がかかる等の意見もございました。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会との意見交換の内容を踏まえまして、来年度以降の岩手県小・中学校学習定着度状況調査のあり方について検討を進めておりまして、今年度中に方向性をお示しできるように引き続き進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 つまずきの把握は、別にごくごく一部の岩手県小・中学校学習定着度状況調査だけでわかるわけではなくて、日ごろの授業でわかるわけです。それから、採点業務などに十数時間かかることで負担が大きいと聞いており、そのとおりだと思います。フィードバックのことだって、日々の授業で、この生徒はここが苦手だなとわかるわけです。検討は今年度中と言っていますが、予算を編成しなければならないわけです。予算は、概算であっても何でも積まなければならないわけですので、今年度中なのか、ことし

中なのか、そのあたりをもう一回お願いします。

○中川学校教育課総括課長 現在なるべく早いタイミングでと検討を進めておりますが、やはり関係者の意見も丁寧に聞きたい部分がございますので、今年度中ではございますけれども、予算に関係する部分もございますので、2月定例会を一つの目途に検討を進めております。

○小西和子委員 関係団体ともきちんと協議をしていただきたいと要望いたします。

次に移ります。岩手県教職員働き方改革プランについてですけれども、2020年までですので、ことし目標を達成しなければならないと思うのですけれども、進捗状況をお聞きしたいと思います。

この3年間の検証を行うために、改正公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が4月に施行されたことから、引き続き働き方改革ワーキング検討委員会を立ち上げて継続して取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 働き方改革の取り組みの状況であります。直近の令和2年度第1四半期の時間外の在校時間の状況でありますけれども、今年度は、月平均31.4時間、前年度は月平均44.9時間でありまして、月平均13.5時間減少しております。引き続き働き方改革の取り組みを進めてまいります。

ワーキンググループについては、平成30年度と令和元年度にそれぞれ設置いたしまして、働き方改革につながるような、教員の負担軽減につながるような具体的な改善内容を検討するために設置しておりました。いろいろな提案を受けており、そういった提案も含めて具体的に取り組んでおります。今年度、最終年度でございますので、これまでの取り組みの成果や課題について学校の実情を把握し、御意見もきちんと伺いながら、事務局として丁寧に整理した上で来年度以降の働き方改革の取り組みの方向性を検討したいと考えております。

○小西和子委員 月平均31.4時間になったことは、働き方改革が進んだのではなくて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で大会等がなくなって、減ったわけです。それを、まるで月平均13.5時間もその改革で減ったように答弁されるのはいかがなものかと思えます。ワーキンググループは引き続き活動を行い、検証も行うと受けとめました。

それでは、次に、初任者研修制度の見直しについてになりますけれども、採用3年以内の教職員の精神疾患の人数は何人か。採用3年以内の教職員が精神疾患のために退職した事例はあるのか。退職に追い込まれた初任者が公務災害認定になったが、どのような働き方だったのかを県教育委員会は認識しているのか。三つまとめて聞きます。

○金野小中学校校人事課長 昨年度、令和元年度に、精神疾患による病気休暇を取得した教職員の人数であります。143名であり、うち採用後3年以内の教職員は16名となっております。

また、令和元年度に採用後3年以内の教職員が退職した事例は9名でございます。退職の理由はさまざまでありまして、心身の不調や健康状態を理由とする退職者がいることは

把握しております。

そして、三つ目であります。初任者の状況につきましては、市町村教育委員会、県教育事務所を通して勤務状況や授業の様子などを把握しております。当該教員につきましては、業務上でのさまざまな負担が重なり、精神的に不安定となり、病気休暇を取得したことなどを把握しておりました。その後当該教員が退職し、公務災害の認定請求が行われ、先ごろ公務上の災害と認定されたものと認識しております。

○小西和子委員 かなりの数の病休者がおり、その中の精神疾患が 143 人もありました。それから、採用後 3 年以内は 16 人もいるわけです。近年、初任者が学校で倒れて救急車で運ばれたり、なかなか学校に出てこないのの様子を見に行ったら、アパートで倒れていたということがそちこちから聞こえてきました。本当にこれはどうしたことなのでしょう。こんなことでは岩手県の教育を支える教員がこの先いなくなるのではないかと危惧しております。

学生が教職員を目指して教育実習を受けます。教育実習で、何と、教職員は夜中まで働く、そしてその時間外労働には何一つ残業手当がつかないとわかるわけです。とてもこんな仕事はやっていられないとなり、そこでがたっと希望者が減るわけです。それでもやっぱり教員になりたい人は頑張って受験するわけです。そして、ようやく採用試験のハードルを越えて、よし、子供たちと一緒に楽しい学校にするぞと思って学校へ来た途端に、すごい業務量なわけです。私は何年前かに初任者の人に言われました。先生、初任者指導の先生からあれもこれもやってくださいと言われますし、学級のこともあります。それを全部やると寝る時間はないのです。私は、きちんと睡眠だけはとりなさい、あとやらなければならない業務内容に優先順位をつけて優先のものだけを片づけて、それでいいから、そうじゃないと倒れてしまうよ、命まで落とすよと言いました。それだけ大変な働き方です。

このたび公務災害の認定になった元教員は、とても大変な子供たちが大勢いる学校に配置されたのです。何で初任者をそのようなところに配置するのかと思ったら、ほかのクラスも似たような状況で、まずそこからしておかしいのではないかと思います。

そこで、学校を離れて行う講義とか演習型の研修のリモート化、在籍校における実践型の研修を推進するなど、初任者研修制度等の抜本的な見直しを行うことで、初任者が心身ともに健康で、ゆとりを持って教育活動に専念できるようになると考えますが、いかがでしょうか。

○木村学校調整課総括課長 初任者研修ですけれども、その名前のおり、従前は 1 年間で実施されてきましたが、研修効果を確保しつつ初任者の負担を軽減するため、平成 26 年度から初任者研修、2 年目研修、3 年目研修に分散させるとともに、研修体系を精査し、集合研修、いわゆる専科等での研修、あるいは所属校研修等の設定を行ったものです。今後見直しに当たりますと、働き方改革の視点にもとづき、研修の実施状況や各学校における ICT 環境の整備状況を踏まえ、研修の一部リモート化も視野に入れながら、効果的で質の高い研修となるよう検討を進めてまいります。

○小西和子委員 大胆に見直していただきたいと思います。うちの娘のような方をつくらないためにも、きちんと検討していくべきだと、この方のお父さんが言ったそうです。近々報告会も行われることになっております。

最後ですけれども、県立高等学校入学者選抜と部活動についてですが、部活動過熱の要因が推薦入学者選抜とのかかわりであることがこれまでも議論されてきました。今後の見通しを伺います。

○須川高校教育課長 推薦入学者選抜の今後の見通しについてであります。中学校の部活動は県立高等学校入学者選抜のために取り組むものではなく、生徒が興味関心を持って部活動を選択し、主体的に活動するものであると認識しております。これまでも推薦入学者選抜については、高等学校及び中学校の関係者や外部有識者で構成する県立高校入試改善検討委員会の提言にもとづいて、将来の職業選択や社会貢献に強い意欲を持つ者の応募資格Bを加えるなど、見直しを加えてきております。今後県立高等学校入学者選抜の現状や課題を整理し、入学者選抜制度全体について見直しの必要性も含め検討を重ねてまいります。

○小西和子委員 そういう答弁にしかならないと思うのですが、実際は中学校のうちから、推薦入学者選抜ではなくても、中学校へ関係者が来て、何々部の何々さんはぜひうちの高等学校に来てくださるとの勧誘が実際にあります。ですから、どこどこ高等学校に行くためには、部活動で頑張ると認められるようにしなければならないといったような風潮がまだまだありますので、先ほど自主的、自発的な部活動という話がありましたが、本来あるべき姿に何としてでも導いていただきたいと思っております。最後に教育長からお話を伺って終わります。

○佐藤教育長 この件に関しましては、一般質問の柳村委員長の質問の際にも答弁させていただいております。県立高等学校入学者選抜制度全体に関しては、外部有識者で構成する県立高校入試改善検討委員会を設置しております。そして、その設置から10年もたっていますし、部活動のあり方であるとか、それを含めた推薦入学者選抜のあり方もいろいろと議論されておりますので、そういった観点も踏まえながら課題の整理等を行って、見直しの必要性についても、しっかり検討を加えていきたいと考えております。

○上原康樹委員 項目二つでございます。

1番目、遠隔教育について。一般質問初日の御答弁で教育長は、本格化する遠隔教育について研究中と答弁されました。何をどのように研究しているのか。現段階で明らかになったこと、課題はどのようなものでしょうか。また、どのような体制で研究に取り組んでいるのでしょうか、御説明をいただきたいと思っております。

○須川高校教育課長 遠隔教育についてであります。現在県立高校7校を実施校として、小規模校同士、大規模校と小規模校、小規模校3校の多様な組み合わせで、課外授業の配信、受信を行い、遠隔に適した授業の方法について実証研究を行っております。

遠隔授業では、意図的に生徒と教員とのやり取りを多くし、生徒が活動する場面を多く

することで、配信側教員がオンラインであっても受信側生徒の様子をよく見取ることができることなどがわかってきております。また、教育課程内の授業で実施するためには、文部科学省の基準により受信側にサポート教員が必要であり、教員の授業時数軽減にはつながらないことや、配信側及び受信側教員の日常的な打ち合わせが必要なことなどが課題として挙げられると思います。こうした遠隔授業の本格導入に当たっての課題を整理しながら、全県的な展開を視野に一層推進してまいります。

○上原康樹委員 そうしますと、思ったよりずっといろいろやらなければいけないことが増えてきたのだと思います。そもそも想定以上の教員を用意しないとできないということではどうするのかになるわけですが、対応はどうされますか。

○須川高校教育課長 今委員からも御指摘がありましたけれども、実際に行ってみて、実証研究をやる中で、さまざまな課題がたくさんわかってきております。そのような中、一つ一つ小さな課題を解決しながら進んできております。その上で、先ほどもお話ししましたけれども、学校において年間を通して遠隔授業を行うためには、配信側及び受信側の教員の日常的な打ち合わせが必要であること、また、授業開始のためには、配信科目の決定とか、受信科目に応じた教員の配置とか、さらに教科書の決定等の準備を遠隔授業を行う前年度内に決めてしまわないといけないことなどがかなりの負担になると思います。

県教育委員会といたしましては、継続的に遠隔授業を実施するためには準備及び操作について専門的に取り扱う組織構築が必要だと考えております。高知県などの文部科学省事業を実施している他県の例を参考にして、今後の実用化に向けた組織体制についても検討したいと考えております。

○上原康樹委員 他県にも目を配って、いろいろよい事例を吸収しようとしていらっしゃるようですが、これはいいな、うちもこれを取り入れようと、何かそういうきらっとするものはありましたか。

○須川高校教育課長 例えば高知県では、教育センターを中核にして、そこから何校かに配信する形をとっております。また、北海道では、通信制高等学校を拠点にしまして、そこから道内の小規模校に対して配信を行っているとのこと。岩手県では高等学校再編で1学級校を残す方向になっておりますけれども、そういった中でどういう方法が一番岩手県に適しているのかを、今後実際に行ったり、県の所管部局の話を伺ったりしながら検証していきたいと考えております。

○上原康樹委員 オンライン授業、遠隔教育の中で、一つ、意外に話が出てこないなと思っております。授業あるいは教育の現場は、対面で行うことがこれまで基本でした。一つの教室や講義の部屋、そういう空間の中で教える側の呼吸、それから教えてもらっている生徒たちの呼吸、気配、そういうものが一体となって教師の授業は熱い熱を持ったり、それからリズムを持ったり、メロディーを持って、よりよいものに昇華していくものだと思っておりますし、今でも教育実習の授業、日本史で共同幻想をテーマに授業をしたときの感動は忘れておりません。本当に教育の現場は大変だけれ

ども、教壇は一つの全人格的な表現の場でもあり、教師とはすばらしい仕事だと憧れを持って見ておりました。

遠隔授業、先生も生徒もみんな小さな画面の中に収まって進める授業はだめだと言っているのではないのです。今申し上げましたように授業のすばらしさを、授業を教える側と教えられる側の人間と人間との触れ合いの場とするならば、難しいと、私は言いたいのです。気配なく、教えたり教えられる行為は、ともすると実感といいましょうか、感性に届く行為にはなりにくい。遠隔によるコンパクトな授業は、教室の中の教壇と生徒たちの机の間とは全く違う異空間のやり取りになると思うのです。

私が大学生のときに、法学の教授で、30年使っているノート1冊持ってきて、お経のように読み上げている先生がいました。私は本当に机をひっくり返そうと思うぐらいに怒りに震えたことがありました。だめな先生はとことんだめなのです。いわんやテレビとかそんな遠隔で授業を行うことになったら、つまらないものが拡大コピーされて、どんと出てくるだけなのです。あれを使いこなすことはすごく難しいことで、NHKのアナウンサーも98%ができていないように思います。最初の5秒聞いただけで、チャンネルを変えたくなります。そのぐらいに難しいのです。

ですから、オンラインでこのようにやればきつとうまくいく、今いろんな試みの話をされましたけれども、ただ技術的に考えるのではなくて、オンラインという仕組みの中に入って、生徒の心に、感性に届くように講義をするにはどうしたらいいか、これは相当な研修、全く別次元の研修を受けないと、結局宝の持ち腐れになってしまう場合もあるかと、私のささやかな経験から今感じていることを申し述べました。そういうことも含めての遠隔教育、オンライン授業について教育長の所見を伺いたいと思います。

○佐藤教育長 オンライン授業について、新型コロナウイルス感染症への対応状況などから、私もいろいろと各方面のことも見ております。例えば大学でオンライン授業が4月から始まって、そしてなかなか対面授業ができなくて、せっかく大学に入ったのに多様な学びをすることができなくなっております。最初はオンライン授業がとてももてはやされていたと思うのですが、実際に運用してみると、メリットだけではなく、さまざまなデメリットもわかってきて、どちらかというところ最近はそのようなところが大きくなってきているのではないかと思います。

ですので、遠隔教育は効率的な部分もありますけれども、一斉休業が始まってからも、可能な限り学びの保障をするということから、学校を再開すること、対面授業を行うことを心がけてきました。学校教育は教師と児童生徒の間のコミュニケーションの場でもありますし、集団で学習活動をするに非常に重要な意義があるのではないかと思います。そして、相手のいろいろな考え方や意見を聞き、表現、行動を見て、話をしてお互いに高め合っていくことの効果は非常に大きいのではないかと思います。

そういったことがきちっとでき上がっている関係性の中で、時には遠隔での授業を効果的に使っていくのがよろしいのではないかと思います。画面上でやり取りすることも、当

然それは利便性の観点からわかりますが、それには関係性がきっちりでき上がっている上でのやり取りが非常に大事になるのではないかと思います。

そしてまた、画面を通してどれだけうまく伝えられるかは、本当に難しいことだと思います。上原委員が、テレビニュースの最後の数秒ですばらしいメッセージを毎日届けてくださっていたことは、本当にさすがだと拝見しておりました。そういったこともあります。いかに感性に届くようにオンラインを通してコミュニケーションのやり取りを行うかが今後求められていくと思います。先ほど、伊藤委員からもお話しいただいた中でも、人と人とのつながりの部分をどのような形でつくっていくかは非常に大事なことだと思います。教育に関しても、そのような視点を持ち続けて、いろいろと岩手県の教育について考えていきたいと思います。それから、遠隔教育の進め方についても、英知を結集して対応してまいりたいと考えております。

○上原康樹委員 コロナ禍をしのぐためだけの装置にせず、人と人のかかわり合いの新たなステージとして、興味を持って、みんなで語り合っていく環境ができれば素晴らしいと思います。この件は終わらせていただきます。

次は、本当に身近で、質疑にならないような話ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、学校の文化部の発表の機会が少なくなっていると感じております。けれども、文化部のみんなは一生懸命、練習や稽古をしております。こういう状況を、SNS、ユーチューブなどを使って発信している生徒もいらっしゃいます。各自で、鹿踊りなどを実に上手に撮って発信していて、格好いいのです。あっ、これだと思いました。部活動の孤立化が進む中で、むしろ現在のコロナ禍のマイナス面をプラス面に転換する一つの試みだと思いました。ユーチューブなどのネットを使った部活動の日常的な発信は非常に有用だと思いました。練習の様子、成果を県内のみならず、全国の生徒の皆さんと共有できる。例えば県立不来方高等学校の素晴らしい合唱を発信すれば、僕たちも、私たちもあんなふうに歌いたい、そのためにはどこが私たちには足りないだろう、あの人たちは何を持っているのだろうと、生きた教材になると思うのです。こういうことにつきまして、県ではどのように考えていらっしゃいますか。

○須川高校教育課長 文化部の部活動の遠隔発信についてでございますが、今年度は御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国高等学校総合文化祭高知大会がウェブ上での発表、交流の開催となり、例えば演劇、合唱、吹奏楽部門などは出場校がユーチューブにアップロードした動画を公開したり、書道や写真部門は、生徒の出品作品を画像で公開などしております。

また、先日、テレビで見たのですけれども、ある学校では、校舎の反対側に指揮者の先生が窓越しに指揮棒を振って、反対側の教室にいろいろな楽器を演奏する生徒たちが分かれて位置につき、そこで演奏したものをユーチューブに上げて全国発信しているとか、ある全国レベルの高等学校では、各楽器の演奏画像を組み合わせ、一つの学校の演奏として発信したりとか、各学校でかなり工夫をしながら発表の場をつくっております。それに

関しては、本当に心から応援したいと考えております。

また、岩手県の高等学校総合文化祭においては、6月の放送コンテストがオンラインで実施されております。その他の部門におきましても、昨年までと同じようにはできないわけですが、さまざまな工夫をしながらできるだけ実施しております。

○**上原康樹委員** 今のお話は、全国的などいいでしょうか、大々的などいいでしょうか、やや改まった発信で、それもすばらしいのですが、もっともっと、例えば鹿踊りだったら、このように回転したほうがよく見えるよなど、ちょっとした部活動の日常の瞬間をもっともっとフレンドリーに互いに発信し合って世界を高めていく、そういう機運、空気の醸し出しのようなものがこれから育っていってくれるといいと思います。コロナ禍だからこそ生まれてきた新たな発信、絆だと思いますので、そうした日常的な部活動を気軽に発信できる環境に県教育委員会としても理解を示し、一つの輪として育てて、大いに若きユーザーたちを支えてあげてほしいと思います。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退室されて結構です。お疲れさまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**箱石副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その1）の6ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第10款教育費中、第8項大学費の8,502万1,000円の増額、第9項私立学校費の1,800万円の増額、合わせまして1億302万1,000円の増額でございます。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の59ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきます、主な事業を御説明申し上げますので、御了承願います。

第10款教育費、第8項大学費、第1目大学費であります。説明欄の公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、県立大学が実施する授業料減免等に要する経費について、入学料及び授業料の減免対象者の増加に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次に、60ページに参りまして、第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費であります。説明欄の岩手県私学振興会貸付金は、新たな資金需要があったことに伴い、増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**柳村一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 公立大学法人岩手県立大学運営費交付金なのですが、この給付となった生徒は何人で、対象は何人ぐらいなのかお伺いします。

○中里学事振興課総括課長 対象人数でありますけれども、昨年度の実績 521 人に対しまして、今年度の見込みが 800 人程度見込まれ、昨年度に比べて大幅に授業料減免の見込み数がふえることから、今回補正予算要求を行っております。

○城内よしひこ委員 それは、まさにコロナ禍に起因するものなのか、状況を捉えていらっしゃるのかお伺いします。

○中里学事振興課総括課長 今年度人数がふえましたけれども、高等教育の就学支援の新制度が令和 2 年度からスタートしました。従来の授業料減免に加えまして、入学金とか給付型の奨学金についてセットで受けられる新しい制度になりまして、メリットがふえたことが一つ大きいかと思えますし、あと新制度の開始に伴いまして、学校におきましても学生に対して丁寧な説明会を行ってきており、制度の周知が進んだのではないかと考えております。

あとは新型コロナウイルス感染症との関係でございますけれども、直接というよりは、申請の時期に新型コロナウイルス感染症が広がってきたことがありまして、学校からお話を聞きますと、申請に当たっては、やはり新型コロナウイルス感染症についての記述もあったとのことで、影響を受けて申請数がふえたと考えられるのではないかと考えております。

○千葉絢子委員 私は、私立学校費の補正予算についてお伺いしたいと思います。これは、岩手県私学振興会貸付金となっておりますが、この私学振興会の主な役割と新たな資金需要とは何のことか、お知らせいただきたいと思えます。

○中里学事振興課総括課長 岩手県私学振興会につきましては、私立学校教員の退職金の給付事業、それから今回のような学校法人における経営資金需要に対する貸し付け、建物の新築、改築、施設設備の整備等に対して貸し付けを行う事業で、大きく二つ、退職金と貸し付けの事業を行っている団体でございます。

今回の新たな資金需要ですけれども、幼稚園におきまして園舎の新築資金に充てたいという要望がございまして、12 月ぐらいには資金が必要とのことで、借入を希望しており、これに対応したものでございます。

○千葉絢子委員 ちなみに、貸付金、これは毎年、多分計上していると思えますけれども、今の段階で貸付残高はどれぐらいになっているかお知らせください。

○中里学事振興課総括課長 貸付残高でございますが、先ほど申しました経営資金、それから施設設備の整備資金等、合わせまして令和 2 年度におきまして 4 億 6,800 万円ほどとなっております。

○千葉絢子委員 貸し付けということは、向こうから償還される、返ってくると思うのですが、年額でどれぐらい返ってきているものですか。

○中里学事振興課総括課長 令和 2 年度で申しますと、1 億 9,600 万円ほどが戻ってくる

予定であります。

○千葉絢子委員 年額ですか。

○中里学事振興課総括課長 年額です。合計です。

○千葉絢子委員 私立学校の教員の退職金にも使うために資金需要があるとのことですが、公教育と私学の違いは、建学の精神などにあると思います。子供の数が減っている中、それを本当に県民の税金で賄うべきかどうかも考えていただきたいと思っております。なので、その支出が本当に適切かどうか、しっかりと監督していただきたいと要望を申し上げて、終わります。

○斉藤信委員 それでは、公立大学法人岩手県立大学に対する運営交付金について、城内委員の質問に関連して私もお聞きをします。授業料減免は、去年は521件、ことしは約800件で、8,500万円余の補正とのことですが、県立大学は従来から独自の減免を行ってきいて、プラスして国の新たな制度を導入したことで拡充されたとの話ですが、800人のうち従来の授業料減免の件数、そして国の新たな制度での件数はどうなりますか。

○中里学事振興課総括課長 昨年度の実績で、授業料減免者ですけれども、県立大学独自の件数につきましては延べ581人。それから今年度の見込みになりますが、県立大学独自の支援と新制度の両方の減免を受けている生徒もいらっしゃいますので重複する部分がございますが、新制度については694人、大学独自の減免を受けているのが160人となっております。

○斉藤信委員 昨年581人という話でしたが、さっきの答弁だと521人と聞いたのですけれども、この違いは何ですか。

○中里学事振興課総括課長 人数の違い、差でございますけれども、先ほど521人と申しまして、ただいま581人と申しましたけれども、先ほどの人数には大学院生が入っておりませんでした。その差でございます。失礼しました。

○斉藤信委員 県立大学独自の授業料減免は所得制限がある意味穏やかで、国の減免制度は、給付金だとか、その他中身的にはメリットがあるのだけれども条件が厳しいのです。先ほど聞きましたら、新制度での支援者は694人で、従来の県立大学独自の支援分は160人とのこと。694人とは、県立大学独自の支援対象の人たちの中に、さらに所得が少なく、国の制度の対象となった人がかなりいたのでしょうか。

○中里学事振興課総括課長 今年度の状況で申しますと、ことしの1年生の減免者でございますけれども、今回の新制度につきましては真に支援が必要な所得が低い世帯の学生を支援する制度でございまして、低所得世帯の学生の進学者が昨年度に比べて多く含まれているのではないかと考えております。

○斉藤信委員 そうとしか理解できないのですけれども、去年は県立大学独自の支援者で581人なのが、所得制限がさらに厳しい国の制度で694人ですから、本当にそういうことしか考えられない。

それで、私、9月7日付で情報提供いただいたときに、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大の影響で保護者の家計が急変したことによる授業料減免は7月1日から申請受け付け中で、私が資料をいただいたときには申請者1人でしたが、実際には何人の申請があったのですか。

○中里学事振興課総括課長 7月1日現在1名で資料を御提供しておりますけれども、その後増加はございません。

○斉藤信委員 そうすると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の関係で申請するまでもなく、低所得で国の減免の制度の対象になったのでしょうか。

あわせて、国の制度として新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策の学生支援緊急給付金は、第1次、第2次の申請、推薦があったと思いますけれども、その結果を示していただきたい。県立大学独自の修学支援給付金、これは5万円でしたか、これも実施したと思いますけれども、この給付決定者数、申請者数はどのようになっているのでしょうか。

○中里学事振興課総括課長 国の学生支援緊急給付金でございます。10万円、20万円という給付金でございますが、2次にわたりまして申請、推薦を受け付けておりましたけれども、第1次については179人、それから第2次については186人で、合わせて365人を推薦しております。それから、県立大学独自の修学支援給付金、5万円でございますけれども、こちらにつきましては給付決定者数が60人になっております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、学生支援緊急給付金は、今の答弁だと365人申請しているとのことですが、これは給付決定ではないのですか。これが一つ。

また、県立大学独自にアルバイト雇用なども実施したようですけれども、その求人と実績を示してください。

○中里学事振興課総括課長 学生支援緊急給付金の人数でございます。推薦が365人と御答弁申し上げました。こちらにつきましては、日本学生支援機構から直接学生に通知が行きますので、決定について県では把握しておりませんが、推薦した数がそのまま決定した数と理解しております。

それから、アルバイト雇用でございます。9月1日のまとめになりますけれども、68人を求人し、採用実績は28人となっております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたし

ました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様はお疲れさまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。